

平成 30 年 3 月 第 1 回
木島平村議会定例会 会議録

平成 30 年 2 月 27 日 開会

平成 30 年 3 月 14 日 閉会

平成30年3月第1回 木島平村議会定例会 会議録 目次

平成30年2月27日（火）開会日	3
招集のあいさつ（村長）	3
諸般の報告（議長）	4
諸般の報告（村長）	4
行政報告（村長）	5
施政方針（村長）	8
提出議案の提案理由説明（村長）	11
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	14
平成30年3月 9日（金）一般質問	19
7番 江田 宏子 議員	19
①ファームス木島平の今後の運営について	19
②役場庁舎の建設について	24
③小学校の放課後対応について	27
④生活弱者の把握と対応策について	30
4番 土屋喜久夫 議員	33
①村民の幸せを願う予算編成になっているか	33
②農福連携施策をどう考えるか	38
③全村健康管理の必要性は	41
5番 勝山 正 議員	44
①空き家対策について	45
②村長の太鼓判について	48
2番 勝山 卓 議員	50
①「ファームス木島平」の運営について	51
②農を基軸とした村の農業政策について	54
③公共施設トイレの洋式化について	59
3番 滝沢 光平 議員	61
①6次産業化・地産地消推進戦略について	61
②木島平村の教育についての教育長の所見について	63
1番 吉川 昭 議員	65
①スキー場パノラマランドのビタミンレストランの床について	65
②除雪ドーザーによるつるつる路面の対応について	66
③昨年6月に質問をした村内の求人紹介について	69
平成30年3月14日（水）最終日	72
常任委員会 審査結果報告（総務産業・民生文教・予算決算）	72
採決	75
追加日程・採決	77
閉会あいさつ（村長）	83

※個人情報に該当する部分は、会議録と一部異なる場合がございます。ご了承ください。

平成30年3月第1回 木島平村議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	平成30年2月27日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	平成30年2月27日から平成30年3月14日まで		
会期中の休会日	2月28日、3月1日、2日、3日、4日、10日、11日 (7日間)		
応 招 議 員	森 正仁 他 8人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1 番 吉川 昭 君	2 番 勝山 卓 君	3 番 滝沢 光平 君
	4 番 土屋喜久夫 君	5 番 勝山 正 君	6 番 丸山 勝敏 君
	7 番 江田 宏子 さん	8 番	9 番 萩原 由一 君
	10 番 森 正仁 君		
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日 基 正 博 君	副 村 長 内 藤 克 彦 君	教 育 長 小 林 弘 君
	総務課長 佐藤裕重 君	民生課長 武田彰一 君	産業課長 土屋博昭 君
	産業企画室長 高木良男 君	建設課長 高山俊明 君	子育て支援課長 山寄真澄 君
	生涯学習課長 高森喜久 君		
職務のための議場出席者	議会事務局長 竹原雄一		
	事務局職員 湯本寿男		
	” 竹内 輝		
村長提出議案項目	35件	議長提出議案項目	件
議員提出決議案項目	1件	議員提出意見書案	件

議長は、会議規則第120条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

2 番 勝山 卓

3 番 滝沢光平

平成30年3月第1回 木島平村議会定例会
《第1日目 平成30年2月27日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

ただ今から平成30年3月第1回木島平村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

直ちに会議を開きます。

出席要求者から欠席届が提出されております。

内藤副村長は、病気治療のため欠席です。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から「招集のあいさつ」があります。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

村長（日墓正博 君）

本日は、平成30年第1回目の定例会ということで招集いたしましたところ、全議員の皆様にご参集いただき深く感謝を申し上げます。

今年は、昨年末から正月にかけて大変な大雪でありました。そんなことで大変心配をしたわけではありますが、北陸地方、そしてまた東北などでは大きな災害等がありましたが、比較的この地域では平穏な冬だったと思います。ただ、残念ながら、ここへ来まして除雪中の人身事故であったり、それからまた雪下ろし中の死亡事故であったりということで、雪に関わる事故が多発をいたしました。お亡くなりになりました方には心からご冥福を申し上げます。また、それとともに村としても、除雪等の際の安全対策について呼びかけていきたいと思っておりますし、雪に限らず、農作業等事故の無いよう、それぞれ村民の皆さんには安全対策に十分心がけていただくようお願いをしたいと思います。

今議会につきましては、平成29年度の事業の締めくくりについて、補正案件等を提出させていただきました。そしてまた、平成30年度に向けて必要な条例改正や、予算等の上程をいたします。いずれも、これからの村民福祉の向上にとって必要な案件であります。特に平成30年度は、役場新庁舎の改築というような大型事業を計画しております。ぜひ、議員各位にも活発なご意見の中で、より一層村づくりが進展しますように格段のご理解をいただきますようお願いを申し上げまして、召集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（森 正仁 君）

これから「諸般の報告」をします。

まず、私から、12月議会以降の主だったものを申し上げます。

11月9日、栄村において「長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会総会」が開催され、各市町村から提出された豪雪対策に関する要望事項等が採択されました。

本村議会からは、特に、冬期間における生活基盤であります道路網の整備促進に加え、通学路の安全確保を図るため、歩道の早期完成について要望し、採択されました。

この総会での採択を受け、2月5日、県知事と県議会議長に対し、要望・陳情活動を行ってまいりました。

今定例会に説明のため出席を求めました理事者等は、議案表の下段に記載のとおりです。ご了承ください。

「例月出納検査及び定期業務監査報告書」は、印刷してお手元に配布のとおりです。

本日まで受受理した陳情は、お手元に配布した文書表のとおりです。

これで私からの報告を終わります。

次に、日碁村長からありましたら報告願います。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、議会との申し合わせに基づき、平成29年12月第4回木島平村議会定例会における常任委員会審査報告書の審査意見・要望事項等に対する村の対応について「諸般の報告」をさせていただきます。

最初に、予算決算常任委員会ではありますが、意見としまして「村税の滞納整理の努力は評価する。今後も公平性の確保に向け、更なる徴収に努められたい」というご意見ではありますが、村税の滞納者に対しましては、納付の交渉等を行ってもなお納付いただけない場合につきましては、財産調査を行い国税徴収法並びに地方税法等に基づく滞納処分を行っております。

滞納案件につきましては、村税以外の村徴収金も含め、今後も引き続き厳しい姿勢で対応してまいります。

続いて、「やまびこの丘公園内へ駐車場と進入路が新設され、入園料の無料化が検討されているが、事業計画時には、常に投資効果、整備の優先順位等を現場関係者とも十分協議し、調整を済ませた上で事業に着手されたい」というご意見ではありますが、進入路工事については、指定管理者の意見を工事計画に反映させるなど計画時から十分協議を行ってまいりました。また、昨年12月に指定管理者から無料化に向けた施設改修要望が提出されまして、改修計画を協議しその予算案を3月議会に提出しております。

今後も施設利用者の増加を図るため、指定管理者との連絡調整を密に行い、施設の適切な維持管理及び利用者のサービス向上に努めてまいります。

続いて、「村長の太鼓判は、想定以上の収量を確保できたので、販路の拡大に努力をされたい。また、米コンクールでの受賞効果等で、木島平米の評価が高まっている一方、太鼓判のインパクトは薄れてきているので、実態を調査し、次年度以降の計画・戦略を検討されたい」というご意見ではありますが、既に、昨年12月には都内で新米キャンペーンを開催し、現在はラジオ等電波媒体を活用した宣伝を展開中でありまして、また、来月には県内向けに善光寺門前仲町でのPRイベント等を計画しております。

今後も引き続き、コンクール受賞効果を最大限に活用したPRと販路拡大戦略を進めてまいります。

続いて、「そばの減収を要因として、農業振興公社への補助金の増額予算が計上された。遊休農地対策としての『そば振興』の有効性をしっかり検証し、村負担を増やさないう、計画を

再考されたい」というご意見であります。遊休農地対策といたしましては、現状そば栽培が一番適しており可能性があると考えております。

今後生産性の向上に向け、排水不良が見込まれる場所は、普及センター等の指導を得て機械畝立による播種等の技術的検証を行い、適期収穫による収量の確保や作業工程の見直しによるコスト削減などにより収益性の向上を図ってまいります。

また、そば栽培は、地域の観光との結びつき、地元の特産品としての定着やイベント開催等での活用へとつなげてまいります。

次に、「村有施設の老朽化による修繕費が年々増え、今後も増大が見込まれる。想定外の出費を抑制できるよう、適正な管理に努められたい」というご意見であります。村有施設は常に良好な管理を行うよう努めるとともに、将来を見据えて各施設の存廃について検討を行ってまいります。

議長（森 正仁 君）

教育長からありましたら報告願います。

教育長（小林 弘 君）

はい、議長。ありません。

議長（森 正仁 君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、勝山 卓 君、3番、滝沢光平 君を指名します。

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの16日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月14日までの16日間と決定しました。

日程第3、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、平成30年第1回木島平村議会定例会「行政報告」を申し上げます。

まず、最初に総務課関係についてであります。役場新庁舎建設関係につきましては、村民の皆さんからいただきましたご意見も参考に進めてまいりました基本設計が1月末で完了し、2月7日に開催されました議会全員協議会で説明を申し上げました。この基本設計の内容は、広報2月号の折込みで全戸に配布し、併せて村公式ウェブサイトへの掲載、ふう太ネットでのお知らせを行ってまいりました。現在は、平成30年7月下旬の完了を目指して実施設計に着手したところであります。

次に、民生課について申し上げます。

全国的に感染が拡大しましたインフルエンザは、本年度は例年よりも早く12月から感染が広まりました。1医療機関30人の患者が発生したときに警戒レベルとされておりますが、1月26日時点では50人を超え、患者数が過去最高となりました。本村でも1月下旬から保育園、小学校、中学校すべてで患者数が増え、小学校の一部の学級では閉鎖に至りましたが、幸いこれまでに重篤化した感染者は見られませんでした。

村の助成によりますインフルエンザの予防接種を受けた方は、中学生以下で274人、65歳以上の方は1,088人でした。村民の皆さんにインフルエンザに対する予防意識が定着してきており、ワクチン接種をされる方が増えたことも重篤化に至らなかった要因であると考えられますが、引き続きマスク、手洗いなどの予防の喚起を呼びかけているところであります。

家屋の倒壊等から人命の安全と生活の安定を図るための雪害救助員の派遣事業は、2月末時点では、認定をした10世帯のうち8世帯で家屋の雪下ろしを行いました。

今年度2回目の婚活イベントは、2月25日に木島平スキー場におきまして、アウトドアスポーツ・スノーシューを体験しての出会いイベントとして開催し、男性10人、女性10人の参加がありました。今回も、事前の打合せから当日のイベント設営まで、NPO法人など民間の力や知恵もいただきながら進めてまいりましたが、今後も引き続き工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産業課について申し上げます。

農林係関係では、国による米の生産数量目標の配分は、平成30年産以降廃止されることになりましたが、引き続き需給に見合った主食用米の適正生産を進めるため、昨年12月21日に長野県農業再生協議会が開催をされまして、市町村別の生産数量目安値が示されました。

村の農業再生協議会では、県協議会の取り組み方針に基づいて主食用米の生産数量目安値を各生産者へ提示し、需給に応じた生産に取り組めます。

なお、村の平成30年産米の生産数量目安値は、前年と同じ2,108t、面積換算では前年比100.2%となる371haで、ほぼ前年並みとなっております。

商工観光係関係では、木島平スキー場は3年ぶりに順調な降雪に恵まれ、予定どおり12月23日にオープンいたしました。

2月18日までの入場者数は3万7千人、リフト売上は5千万円で、雪不足であった昨年、一昨年よりは大きく増加しておりますが、3年前と比較すると入場者数が95.6%、売り上げは82%に留まっております。

村、木島平観光株式会社並びに村観光協会等では、スキー場への誘客を図るため各種大会等を積極的に誘致・開催しておりますが、2月22日から25日にかけて全日本スキー連盟が主催するスキー・スノーボードの指導員検定会が開催されました。この検定会は、村スキースクールが中心となって誘致されたもので、木島平スキー場では初めての開催となり、参加者は関東甲信越エリアを中心に総勢約400人となりました。

次に、産業企画室について申し上げます。

昨年12月27日、武蔵野市振興公社のご厚意により、吉祥寺デッキで木島平米の販路拡大を目指した新米キャンペーンを行いました。当日は、むさし野FMなどの電波媒体も活用し、ゴールドプレミアムライスAAA賞を受賞した木島平米としてPRすることができました。

1月27日・28日には、木島平産そば粉の調布市深大寺そば組合への販路拡大を目的とした「深大寺雪あそび」が開催されました。今年度は村から34tの雪を運搬し、調布市民を中心とした多くの皆さんに「そば」と合わせて木島平を知っていただく良い機会となりました。

産業ネットワーク協議会事業関係では、12月20日に金紋錦を使用した日本酒の販路拡大を目的に「酒米シンポジウム～金紋錦は木島平村の宝～」を、県内の酒蔵14社の協力をいただき開催いたしました。当日は、金紋錦の生産者にも多数参加いただき、次年度への作付け意

欲の醸成にも繋がったものと考えております。なお、明日28日には同様のシンポジウムを調布市たづくり会館で開催を計画しております。

また、観光で訪れたお客様に、村内商店街等にも足を運んでいただくための仕掛けとして2月1日から実施しています「冬のスタンプラリー」の利用者は、2月末現在150人を超える状況であります。この取り組みによって村内での滞在時間が着実に伸びております。

12月1日に供用開始いたしました移住定住体験住宅大町棟は、年末から多くの皆さんにご活用いただき、雪かき作業等冬の木島平村を体験していただいております。

ふるさと納税推進事業では、1月末日現在の納税額が対前年同月比107%で推移しており、年度末に向けて前年度以上の成果が残せるよう更にPRを展開してまいります。

次に、建設課について申し上げます。

まず、除雪について、この冬は降雪が早く11月19日に最初の出勤となりました。12月14日から1月にかけてまとまった降雪があり、2月5日の積雪は役場観測地点で1m3cmに達しました。

連日の除雪作業により除雪関係予算の不足が想定されたことから、2月7日の議会臨時会におきまして4,500万円の補正予算をお認めいただき今日まで対応してきております。

公共交通関係では、デマンド交通は、運行を開始して12年目となり利用者に定着していること、平成28年10月から65歳以上の方の運賃を村内利用の場合100円としたこと等により、前年対比で約5%の伸びとなりました。

飯山駅と村内を結ぶシャトル便は、平日は通勤通学の生活路線、土日祝日はスキー場までの観光路線としての運行に変えてからは、毎年利用者が増加しております。特に冬期間は高校生の通学利用も増え、前年対比で約11%の伸びとなっております。今後も利用者を含め多くの皆様のご意見を参考に、利用しやすい公共交通として運行してまいります。

地籍調査事業は、今年度は往郷2地区、栄町と南鴨地区の0.164km²の現地調査と測量を実施いたしました。ご協力をいただきました地権者の皆様に感謝を申し上げます。なお、穂高6区、これは北鴨地区であります。昨年12月1日に、穂高7区、これは稲荷地区であります。2月1日にそれぞれ登記が完了いたしました。

現在、法務局では穂高8区、内山地区であります。そちらの登記作業を行っております。

次に教育委員会関係について申し上げます。

まず、子育て支援課関係についてであります。おひさま保育園では1月22日に「子どもの成長と支援方法」をテーマに、屋外での雪遊びについて保育学びの会を開催し、幼児教育の研究者から保育参観と保育士へのご意見をいただきました。今後も引き続き、保育士の資質の向上を図りながら積極的に幼年教育の改善向上に取り組んでまいります。

1月22日には、木島平小学校で「どの子にも学びを保障する授業づくり」をテーマに自主公開学習検討会を開催し、共同参観授業や授業検討会の中で、東京大学の研究者にご指導をいただきました。

2月16日からの3日間、八丈町の小学校5年生65人が「雪山体験教室」として来村し、除雪作業の見学やスキー体験、木島平小学校5年生との交流会を行いました。交流会ではスキー場でのそり遊び交流や、木島平小学校から丹精込めて作った木島平米、八丈町の5年生からは貝殻のプレゼント交換など、お互いに打ち解けたひと時となりました。八丈町の子どもたちとの貴重な体験の場として、今後も大切な交流にしてまいりたいと考えております。

次に生涯学習課について申し上げます。

スキー大会関係では、1月8日に木島平ジュニアジャンプ大会を開催いたしました。昨年は寡雪の影響で小学生の部のみの開催となりましたが、今年は降雪に恵まれ、小学生38人、中学生21人の総勢59人の選手が参加し、村内選手も入賞を果たしました。

2月24日・25日には木島平ジュニアクロスカントリー大会を開催いたしました。リレー

競技には小学生男子16チーム、小学生女子14チーム、中学生ミックスに10チームが出場し、また、個人競技には県内外から小学生277人、中学生98人の総勢375人の選手が出場いたしました。

この大会は、小中学生を対象にした長野県内の大会としては、最大級の大会の一つとして定着をしております。

今シーズン村関係選手の全国規模のスキー大会への出場は、全国中学校スキー大会に9人、全国高等学校スキー大会に6人、国民体育大会冬季大会に7人となりました。

主な成績ですが、秋田県鹿角市で開催されました全国中学校スキー大会では、クロスカントリ女子3kmフリー競技で見事優勝し、同時に3位入賞も果たしました。また、長野県女子リレーチーム4選手のうち3選手が出場し4位と健闘いたしました。

岐阜県郡上市で開催されました全国高等学校スキー大会では、優勝しました飯山高校男子リレーチーム、準優勝しました中野立志館高校女子リレーチームのそれぞれのメンバーとして活躍をいたしました。

昨日から新潟県妙高市で開催されています国民体育大会冬季大会におきましても、村出身選手の活躍を期待したいと思います。

世界を舞台とした大会では、2月2日から4日にかけて開催されましたワールドカップ・ノルディック複合白馬大会で、大町出身の永峯寿樹選手と南鴨出身の山本涼太選手が出場し健闘いたしました。

選手各位には、今後の更なる活躍を期待し、応援を続けてまいりたいと思います。

文化財関係では、平塚遺跡発掘調査事業を平成27年度から29年度までの3か年計画で進めてまいりましたが、最終年となる今年度「竪穴住居跡（たてあなじゅうきょあと）」や「大型土抗（おおがたごう）」、更に「人骨」が発見され、出土品の整理作業や科学分析を行いました。

時代層が長期に亘り、特異な出土品もあるため、遺跡の性格については大学教授等各部門の先生方により構成される調査指導委員会で、様々な意見が出され調査継続の必要性が高まってまいりました。

こうしたことから、根塚遺跡との関係性、類似性、同位性等真相を探るため、指導委員会の意見及び検討結果を踏まえて30年度も発掘調査を継続することといたしました。

以上、12月定例会以降の村政の経過について申し上げます。

議員各位をはじめ村民の皆様には、村政に対し深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長（森 正仁 君）

これで行政報告を終わります。

日程第4、「施政方針」を行います。

村長から施政方針の申し出がありましたので、これを許します。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、平成30年第1回議会定例会冒頭に当たりまして、施政の方針と平成30年度予算の概要について申し上げます。

日本経済は設備投資や個人消費が緩やかに伸び、回復基調にありながらも物価上昇率が低い「適温経済」の状況にあると言われております。しかし一方で、都市部への人と経済、情報の集

中には歯止めがかかっておらず、地方では人口減少や高齢化などのため豊かさを実感できない状況であります。また近年、国内経済は、国内要因だけでなく、諸外国との関係や外国人旅行者の増加など外的な要因により左右されることが多くなり、国内外の変化にも機敏に対応することが求められております。

さて、村では総合振興計画や3年目となる地方創生総合戦略を着実に推進しながら、産業の活性化や福祉の充実、子育て環境の整備、若者の移住定住促進を目指し、事業を展開してまいりました。若者が地方に定住するためには、安定的な暮らしと質の高い教育環境が必要です。また、住み続けるためには、高齢になっても健康で生き甲斐がもてる社会の実現が必要であります。

今シーズン、スキー場は、順調な降雪と天候に恵まれまして、リフト売り上げは、昨年対比110%程で推移しております。オリンピックなどにより冬季スポーツの人口拡大を期待しているところであります。しかし、将来的に一層の観光産業の振興と雇用の拡大を図るには、スキーだけに頼る観光ではなく、農産物や農村景観の資源化、山岳観光、周辺市町村との連携した広域観光などによる通年観光を目指す必要があると考えております。そのため、これまで高社山やカヤの平高原などのハード面で整備を行ってまいりましたが、平成30年度はそれらを活用したツアーなどソフト事業にも力を入れていきたいと考えております。

また、村の大きな観光資源である馬曲温泉は湯量が年々減っております。そこで、これまで揚湯ポンプの交換など改修を行ってまいりましたが、十分な湯量が確保できず、新たな源泉の開発が必要となっております。そのため、源泉調査を平成29年度に引き続き行います。老朽化したスキー場施設や馬曲温泉施設の更新など大型のハード事業についても、引き続き調査検討をしてまいります。

農の拠点、道の駅ファームス木島平については、村の情報発信機能の充実を図りながら農業と観光、商工業の連携拠点とするため、当面の間、直接管理することといたしました。

農業面では、村の主力となっているコシヒカリを中心とした主食用米、金紋錦などの酒造好適米は高品質な米の生産を目指してまいりました。それぞれ農家の努力により、主食用米では昨年の全国米食味分析鑑定コンクール国際大会での9年連続となる金賞を受賞し、金紋錦も品質の向上により多くの酒蔵で利用されております。昨年産で国による米の生産調整が終わりました。高品質で旨い米の産地としての真価が問われるのはこれからであり、農家の皆さんの取り組みを更に支援してまいります。

遊休荒廃農地対策として進めてきましたソバの生産振興とソバの特産品化については、平成30年で3年目となります。約30haの作付けを行い、安定的な生産体制の確立とともに、特産品化による村内でのソバ消費拡大にも取り組む計画であります。

平成29年度に行った住宅のリフォーム補助は大変好評でありました。平成30年度は更に拡大して取り組みをしたいと考えております。

続いて民生関係ですが、国民健康保険については、平成30年度から県が保険者となり県下統一の運営となります。保険税や給付水準など大きな変更なくスムーズな移行をしてまいります。飯山赤十字病院は、高齢化が進む中、岳北地域唯一の総合病院として重要な施設であります。安定的な経営のための財政支援を引き続き行います。また、少子化は深刻な課題となっております。そのため、婚活イベントなど結婚支援事業を一層充実してまいります。

子育てでは、子どもたちの健やかな成長を願い平成29年度から行っているインフルエンザの予防接種助成を新年度は更に拡大し、また新たに新生児の聴覚検査補助金を計画しております。

建設関係では、冬の生活路線確保のため大型除雪ロータリー1台の更新や高石分館の耐震化のための建て替え工事の補助を予算化いたしました。また、高齢化が進み、公共交通が少ない地域では通勤・通学、通院、買い物などのための移動手段の確保が重要になってきております。

村内のデマンドバスや飯山駅へのシャトル便の利便性の向上を図るとともに、新年度は、周辺市町村との連携による効率的な公共交通の在り方を検討してまいります。また、長野電鉄 飯山野沢温泉線への運行補助を継続して行います。

教育関係では、授業の情報化が必要不可欠となっております。そのため、小学校、中学校のICT化に向けWi-Fi環境の整備を計画しております。また、生活様式の変化に伴い、トイレの洋式化工事を行います。更に、小学校では、平成32年度からの英語の教科化に備えて、英語指導体制の充実を図り、放課後子ども教室の充実により学習支援も強化してまいります。

懸案となっております役場新庁舎の建設については、平成29年度に基本設計を完了し、平成30年度には実施設計、秋の工事着工を目指すための予算編成を行いました。村民生活向上の拠点となるものでありますが、建設に当たっては、将来的な財政状況等を考慮し、よりコンパクトで、機能的な庁舎にしていきたいと考えております。

平成29年度には、情報通信設備の本部機器更新や屋外スピーカーの更新工事など大型事業は無事完了いたしました。平成30年度には庁舎改築と大型事業が続きます。更に今後も上下水道や道路、教育施設、観光施設など村民生活や産業振興に欠かせない施設を維持するための大型事業が続きます。そのため、財源の確保や経費の節減を図りながら総合振興計画、地方創生の総合戦略、財政計画に沿った、健全な財政運営に心がけ、村民の皆さんのご理解を得ながら、村民福祉の向上と安心して暮らし続けることができる村づくりを目指してまいります。

続いて、平成30年度予算案について申し上げます。

平成30年度一般会計の予算総額は34億1,800万円で、前年度当初予算と比較して、額で7,400万円、率では2.2%の増となっております。

人件費、扶助費及び公債費を合わせると義務的経費の総額は12億3,070万3千円で予算に占める割合は36%、前年度比1.8%の増となりました。

投資的経費である普通建設事業費及び災害復旧事業費の総額は3億8,993万2千円で、前年度比1億4,678万2千円、率にしまして60.4%の増となりました。予算に占める割合は11.4%、率では4.1%の増であります。主な事業としまして、平成30年・31年度で計画しております役場新庁舎建設費の平成30年度分として1億4,677万2千円、小中学校のICT環境整備費4,834万3千円、スキー場やまびこ駐車場改修工事2,892万3千円を計上しております。

物件費、維持補修費及び補助費等の消費的経費の総額は17億9,736万5千円で、予算に占める割合は52.6%、前年度比5.0%減となっております。

歳入では、収入全体の49.4%を占める地方交付税は、昨年度と同額の16億8,900万円を見込んでおります。また、村税は固定資産税の評価替の影響もあり、全体では昨年度より569万6千円減の3億8,815万9千円を見込みました。予算に占める割合は11.4%です。その他、国庫支出金、県支出金は対象事業費に応じた額を計上しております。

一般会計から学校給食を除く特別会計8会計への繰出金は、総額4億8,215万9千円で、1億1,480万1千円の減、前年比19.2%の減となっております。スキーリフトの修繕など観光施設特別会計への繰出金が大幅に減額となったことが主な要因であります。なお、下水道特別会計への繰出金が2億6,654万9千円で最も多額となっております。

普通会計に属する情報通信特別会計は、情報通信施設本部機器の入替工事が完了したことから、施設の維持管理費、指定管理費及び地方債償還金が主な支出となり、前年度比3億3,200万6千円減の5,888万円を計上しております。

学校給食特別会計は2,091万9千円で、ほぼ例年ベースとなっております。

奨学資金貸付事業特別会計は、新規貸付10人分、継続貸付7人分を見込み、総額883万6千円となり、一般会計への繰出金を91万4千円計上いたしました。

次に特別会計ですが、後期高齢者医療特別会計に5,523万1千円を計上、国民健康保険

特別会計には5億3,060万1千円を計上いたしました。国民健康保険は、平成30年度から長野県が保険者となり運営を行う関係で、高額医療費共同事業、保険財政安定化事業交付金を収入として計上しなくなったことなどにより予算全体では1億4,428万1千円減額となりました。

また、介護保険特別会計には5億6,621万1千円を計上いたしました。

次に法非適用企業会計についてであります。観光施設特別会計には前年度比9,249万9千円減の3,924万9千円を計上いたしました。スキーリフトとパノラマランド木島平の維持補修費が大幅に減となったためであります。実施計画では平成31年度以降は多額の施設改修費が見込まれております。

また、下水道特別会計では3億6,379万6千円、農業集落排水事業特別会計は1,979万1千円でほぼ昨年度並みとなっております。高社簡易水道特別会計は、牧の入地区の木島平村地籍に水道管400mを敷設するため、3,959万8千円増の5,151万7千円を計上いたしました。

法適用企業会計である水道事業会計では、収益勘定に8,789万9千円を、資本勘定に小路水源・ポンプ井装設備改修工事、内山配水池流量計更新工事等を予定し3,095万5千円を計上いたしました。

以上12会計の予算総額は52億5,188万5千円であります。

新年度予算では基金からの繰入金2億4,134万6千円を見込んでおります。近年、義務的経費や消費的経費が年々増加し、新規事業や施設の大規模修繕は基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況が続いております。

以上、平成30年度予算案について申し上げます。

新年度におきましても引き続き村民役の村づくり、真の豊かさが実感できる村づくりの実現、そして人口ビジョンの目標達成に向けて事業を進めてまいりますので、議員はじめ村民各位の格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。施政の方針といたします。

議長（森 正仁 君）

これで「施政方針」を終わります。

この際、日程第5、議案第6号「木島平村情報通信施設条例の一部改正について」の件から、日程第38、議案第39号「字の区域の変更について」の件まで、以上条例案件9件、予算案件21件、事件案件4件、合わせて34件を一括議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、今議会に上程いたしました提案内容について一括して説明を申し上げたいと思います。

まず、最初に条例案件であります。議案第6号「木島平村情報通信施設条例の一部改正」についてであります。

第4条と別表第1使用料の項目につきましては、今年度の情報通信施設更新に伴ってセットトップボックスを撤去し、画像、情報、電子メール等のサービスの提供を中止したため、条例中の文言を整理するためのものであります。

第14条は、広告手数料について、指定管理者が村長の承認を得て定めることができるようにする改正であります。

施行日は平成30年4月1日であります。

続いて、議案第7号であります。「木島平村税条例の一部改正」であります。

地方税法の改正による改正であります。

続いて、議案第8号「木島平村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正」であります。過疎地域自立促進特別法の改正に伴い、地方税の課税免除等の対象業種のうち、情報通信技術利用事業、これはコールセンターであります。それが廃止をされ、農林水産物等販売事業が追加されたことによる改正であります。

この条例は、公布の日から施行し、平成30年1月1日からの適用となります。

続いて、議案第9号「木島平村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定」であります。

これは、地域未来投資促進法に基づき、北信地域6市町村と県などで組織する北信州経済牽引事業促進協議会が「北信州地域基本計画」を策定しました。この計画に定める「地域経済をけん引する施設」を設置した事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うための条例の制定であります。

施行日は、公布の日からであります。

続いて、議案第10号「木島平村介護保険条例の一部改正」であります。

第2条は、第7期介護保険計画に基づく介護保険料設定期間を、平成30年度から平成32年度までに改めるものであります。なお、介護保険料はこれまでと同額あります。

第3条第2項以下は、条例等の番号を追加するものであります。

施行日は平成30年4月1日であります。

続いて、議案第11号「木島平村指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定」であります。平成26年の介護保険法改正において、居宅介護支援事業者の指定権限を県から市町村に移譲し、平成30年4月1日から施行することに伴う条例の制定であります。事業の運営に関する人員等の基準を定めるものであり、施行日は平成30年4月1日であります。

続いて、議案第12号「木島平村後期高齢者医療に関する条例の一部改正」であります。

条例第3条に追加される第5号の内容であります。現在、国民健康保険では施設等に入所して住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて前住所地の被保険者としております。

しかしながらこれまでの制度では、後期高齢者医療保険に移行する際には、この住所地特例が適用されておりました。

平成30年4月1日からは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、他市町村の被保険者となる場合には、前住所地の市町村の被保険者となるよう見直しがされたことによる改正であります。

施行日は、平成30年4月1日であります。

次に、議案第13号「木島平村農の拠点施設設置条例の一部改正」であります。

農の拠点施設を、指定管理者による管理から村が直接管理するよう改めるため、条文の整理と貸付料及び利用料を定める内容の改正であります。

議案第14号「木島平村消防団員等公務災害補償条例の一部改正」であります。

一般職の給与に関する法律の改正により扶養手当の額が変更されたことに伴い、扶養親族加算額を改正する内容であります。

第5条は補償基礎額に関する定めでありまして、配偶者加算が333円から217円に、60歳以上の父母等は300円が217円に改正となります。

次に、予算案件であります。議案第15号「平成29年度木島平村一般会計補正予算第1

0号」であります。

歳入歳出をそれぞれ2,350万6千円減額し、総額を34億2,600万8千円とする補正予算であります。

歳出では、情報通信施設整備事業に係る事業費の確定によりまして2,996万円の減、岳北広域行政組合負担金の精算による2,240万3千円の減のほか、今年度実施してまいりました各事業の精算を行いました。また、給食センター運営費では、老朽化した設備を新年度までに更新するための備品購入費に216万円を、基金の積み立てに9,601万1千円を計上いたしました。

歳入では、村税は今年度の課税徴収実績見込みに合わせて増額し、普通地方交付税は今年度の交付決定額を計上し、国県支出金等その他の各項目は収入を精算し、最終的に繰入金を2,650万円減額といたしました。

次に、議案第16号であります、「平成29年度木島平村情報通信特別会計補正予算第4号」であります。

歳入歳出をそれぞれ1億1,726万円減額し、総額を2億7,325万6千円とする補正予算であります。

情報通信施設整備事業に係る事業費が確定したことによる精算で、歳入は一般会計からの繰入金を減額し、過疎債も実績に合わせて減額いたします。

次に、議案第17号であります、「平成29年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算第5号」であります。

歳入歳出をそれぞれ16万8千円減額し、総額を6億5,707万8千円とする補正予算であります。

歳出は、保険給付費及び共同事業拠出金等の実績見込み額としまして、歳入は共同事業交付金が減額となり、基金からの繰入金を411万4千円増額といたしました。

次に、議案第18号「平成29年度木島平村介護保険特別会計補正予算第5号」であります。

歳入歳出をそれぞれ1,587万8千円減額し、総額を5億8,363万1千円とする補正予算であります。

歳入では国県支出金その他で計1,587万8千円減額となりましたが、歳出で保険給付費負担金等の給付費が歳入以上に減額となったため、基金積立金に361万2千円を計上いたしました。

次に、議案第19号「平成29年度木島平村観光施設特別会計補正予算第4号」であります。歳入歳出の額の補正はありません。

歳入で、スキーリフト改修負担金として500万円を計上し、一般会計からの繰入金を同額減額する内容であります。

次に、議案第20号「平成29年度木島平村下水道特別会計補正予算第4号」であります。

歳入歳出をそれぞれ112万7千円減額し、総額を3億5,497万9千円とする補正予算であります。

歳出は、汚泥処分委託料の増額、今年度の起債償還金の確定による減額であり、歳入は一般会計からの繰入金を減額といたしました。

次に、議案第21号「平成29年度木島平村農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」であります。

歳入歳出の額の補正はありません。

歳入は、使用料が予算を下回る見込みとなったことから減額し、一般会計からの繰入金を増額する内容であります。

次に、議案第22号「平成29年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算第2号」であります。歳入歳出の額の補正はありません。

消費税額の確定により減額となりました15万3千円を、積立金に計上する内容であります。

議案第23号「平成29年度木島平村水道事業会計補正予算第6号」であります。水道事業費用における人件費の不足額及び固定資産の除却費計55万2千円を計上するものであります。

次に、予算案件のうち平成30年度の当初予算であります。議案第24号「平成30年度木島平村一般会計予算」から、議案第35号「平成30年度木島平村水道事業会計予算」まで、計12会計につきましては概略を先ほどの施政方針で申し上げました。予算決算常任委員会でご審議をいただきますようお願いいたします。

次に、事件案件であります。

議案第36号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」であります。平成27年6月に策定しました「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律」に基づく村の総合整備計画について、高社山地区に平成30年度で実施する「高社山やまびこ駐車場整備事業、事業費2,900万円」を追加する計画の変更であります。

続いて、議案第37号「木島平村情報通信施設の指定管理者の指定」であります。「木島平村情報通信施設」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は有限会社ふう太企画、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年以内であります。

続いて、議案第38号「木島平村クロスカントリー競技場の指定管理者の指定」であります。「木島平村クロスカントリー競技場」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者は木島平観光株式会社、指定期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年以内であります。

続いて、議案第39号「字の区域の変更」

本村の字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更理由は、複数の筆を合筆するために、隣接する筆の字が異なるものについて、同一の字とする必要があるため、地籍調査事業穂高9区、これは内山の一部及び北鴨の一部であります。その区域内においての字の変更であります。

いずれも大字穂高の、「字泉屋敷1504番地7」を「字山崎」に、「字大原2482番地4と字原2587番地3」を「字内山前」に、「字内山前2589番地4」を「字北鴨境」に変更を行う内容であります。

説明は以上であります。

総務課長から補足説明をさせます。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

それでは、村長の説明に補足をいたしまして説明をさせていただきます。

まず、最初に7ページをお願いいたします。

「木島平村税条例の一部改正」であります。最初の方は国民健康保険税に関する条例の改正であります。

第154条第1項は、これまでまとめて課税額の定義がされておりましたけれども、これを第1号から第3号に整理をする内容でありまして、7ページの中段以降、1号、2号、3号に分けて整理をするというものであります。

それから、第154条第2項、8ページの上から4行目ですが、これは課税限度額を今までの54万円から58万円への引上げをするものであります。

それから、第177条は減額対象の軽減判定所得金額を27万円から27万5千円への引上げというものであります。

附則第5条ですが、「村民税の所得割の非課税の範囲等」の定めるこの中で、「同一生計配偶者」は改正前の「控除対象配偶者」と同じ意味でございます。

現行の配偶者控除は、適用対象者を、控除を受ける本人の所得に関係なく適用されておりましたけれども、今回の改正によりまして所得要件が導入され、合計所得が1千万円を超える場合には、配偶者控除の適用ができなくなったため、控除対象配偶者の定義を規定し直すというものでございます。

施行日は、国民健康保険税に関する部分は平成30年4月1日から、附則第5条の関係は平成31年1月1日からとなっております。

次に、12ページをお願いいたします。

「木島平村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定」でございます。

平成29年12月22日に経済産業省の同意を得ました「北信州地域基本計画」に規定した要件を満たして長野県へ申請した事業が、この地域経済牽引事業として認められる場合には、事業者は大規模な土地の取得、それから建物の整備、法律の中では取得価格要件が農林漁業及びその関連業種の場合は5千万円、それ以外の物については1億円となっておりますが、それ以上の建物の取得等を行った場合の税制の優遇措置が定められたものであります。固定資産税は村税でありますので、村の条例では固定資産税、県の関係では不動産取得税も対象の場合があるということでございます。

計画期間は2022年度までの5年間。

村の場合には、固定資産税が3年間課税免除となりますが、そのうちの一部は普通交付税で補てんされるということになっております。

村内で事業を展開する際、この計画に基づき地域経済牽引事業の承認を受けるには、地域の特性を生かしたモノづくり、農林水産、建設関連などの分野に該当する必要があると思われま

す。

それから次に、21ページをお願いいたします。

「農の拠点施設設置条例の一部改正」であります。

第3条で、建物内の構成施設を定義しております。

1号としまして、「特産品等販売所」。それから、ここには改正ではありませんので記載はございませんけれども、第2号で「農産物加工所」、3号で「荷さばき室」、4号で「農家レストラン」、5号で「カフェ」。

これらの施設につきましては、第4条を第5条に条項を改めて、これを専属貸付に供する施設として定めました。

それから、第6号の「マルシェホール」、7号で「交流ホール」、8号で「キッチンスタジオ」、9号で「会議室」、10号で「駐車場」。

これらにつきましては、第6条で一般利用に供する施設として定めてございます。

第12条で貸付料、それから使用料を定めておりまして、施設ごとの料金は別表のとおりとなっております。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

それから、次に一般会計補正予算について申し上げます。

42ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、人件費につきましては、それぞれこれまでの実績、それから3月までの計画に基づきまして調整を行ったものでございます。

「総務費」の「一般管理費」ですけれども、43ページ「防犯対策事業」では、樽川のポケットパークにあります防犯カメラを中村の交差点付近に移設する事業の工事費として56万2千円です。これに伴います情報通信の加入負担金10万8千円を計上してございます。

それから、44ページ、「役場周辺整備費」の「役場周辺整備事業」ですが、設計管理委託料を実績に合わせまして1,200万円の減額。財源として充当を予定しておりました公共施設等適正管理推進事業債、それから公共施設建設事業基金繰入金をそれぞれ減額としてございます。

その下の「広報広聴費」ですが、「情報発信事業」では、ホームページ作成委託料として135万1千円を減額、それから広告料としまして3万2千円の減額となっております。

45ページ「情報化推進事業費」の「情報化推進事業」では、屋外情報設備整備事業、いわゆる屋外スピーカーですが、この工事費として510万3千円を減額、併せまして過疎債も減額してございます。

それから、その下の「ふう太ネット運営事業」では、情報通信施設整備事業費の減に伴いまして特別会計への繰出金2,996万円を減額とし、基金からの繰入金も2千万円減額でございます。

それから、46ページの一番下、「民生費」の「社会福祉総務費」ですが、「臨時福祉給付金給付事業」では、給付金受給者の数の確定によりまして103万6千円の減で、これに伴いまして国の補助金も減額となっております。

それから、基幹系システムネットワーク利用負担金として19万6千円が増となっております。

47ページ「障害者福祉費」の「居宅福祉事業」タイムケア事業ですが、対象人数の減によりまして33万8千円の減額でございます。県の補助金は、交付実績に合わせた減額となっております。

それから、その下の「児童福祉総務費」の「児童手当給付事業」ですが、給付対象者の数の確定によりまして140万円の減。国と県の負担金もそれぞれ減額となっております。

50ページをお願いいたします。

「農林水産業費」の「農業振興費」ですが、一番上の「農業担い手育成支援事業」につきましては、農地中間管理事業農地集積交付金が21万5千円の減額となりまして、歳入でも雑入として21万5千円減額としております。

それから、「農地活用推進事業」ですが、農林水産業費補助金は、農業振興公社への補助金として300万円の増、そばの刈取助成で17万6千円の減、農地再生整備補助金23万円の減、差引きしまして259万4千円の増となります。農地再生補助金は、県の交付金16万4千円の減でございます。

「環境保全型農業直接支払交付金事業」ですが、取組面積の増によりまして4万円の増、県の補助金で3万円の増であります。

「農地費」ですが、「中山間直接支払交付金事業」では、交付金が取組面積の減によりまして96万6千円の減となっております。県の交付金が72万3千円の減でございます。

51ページ「農産物ブランド化推進費」の「有機センター管理運営事業」ですが、その他委託料としまして、汚泥堆肥処分費が150万円の減であります。

それから、一番下の「排水機場維持管理事業」ですが、その他財源の17万7千円は飯山市からの受益面積に応じての負担金であります。支出の負担金は、飯山市の排水機場関係の負担

金、これは村からの負担金の支出でありまして、これも受益面積による按分でございます。

52ページの「林業振興費」ですが、「森林整備地域活動支援交付金事業」は、事業実施面積の減によりまして99万7千円の減、それに伴いまして、県の補助員が74万8千円の減。

それから、「森林病虫害防除事業」ですが、松くい虫で枯れました松の伐採事業費の減30万3千円、県の補助金が15万2千円の減でございます。

53ページ「商工振興費」ですが、辺地対策債として150万円の減。これは、高社山麓整備事業に充当しました辺地債が、村への配分枠の関係で調整をされたものでありまして、一般財源に振替えてございます。

それから、54ページ「観光施設管理費」ですが、「やまびこの丘公園管理運営事業」で諸収入の22万円は育苗ハウスの雪害の修理費による共済金でございます。

それから、55ページ「土木費」の「橋りょう整備費」では、「橋りょう長寿命化事業」で国の交付金交付決定額が1万4千円増となったものでございます。

55ページの下、「住宅費」ですが、「村営住宅建設事業」で設計管理委託料精算によりまして129万8千円の減、国の交付金は建物の方の交付額の変更による増もありまして229万5千円の増でございます。

「移住体験住宅管理運営事業」の関係ですが、項目はございません。特定財源のところですが、御殿団地の村営住宅の雪害の共済金52万9千円。これは農村整備係で計上してございましたけれども、交付決定額が49万9千円で総務係への雑入を歳入としたことで、数字は49万9千と52万9千円と56ページに載っておりますが、そういったことでございます。

それから、60ページをお願いいたします。

5の「文化財保護費」ですが、「埋蔵文化財調査事業」で補助金の交付決定額が10万円減となりました。その分を一般財源に振替えて、事業の内容についても事業費を精査しまして併せて減額もしてございます。

それから、61ページ「給食センター運営費」ですが、スチームコンベクション、いわゆる蒸し器を購入するための経費216万円であります。春休み中に入替えを行うため補正で対応したいということでございます。

それから、その下の「災害復旧費」。昨年10月の台風21号豪雨災害に係る経費で、補正予算で計上して対応してまいりましたけれども、今年度完了した事業の精算による減として135万4千円でございます。

36ページにお戻りいただきまして、「歳入」ですが、「村税」につきましても、29年度1年間の課税の実績等により各税目で増減となっております。

それから、その次のページからの8の「地方特例交付金分担金」から16の「寄付金」、それから19の「諸収入」につきましても、実績により増減の補正を行い、主なものは歳出でご説明を申し上げます。

最終的に、17の「繰入金」で2,650万円減額をしてあるものでございます。

33ページ「地方債」の関係でありますけれども、実績に基づきました最終調整となっております。合計で1,960万円の減でございます。

それから、32ページにつきましても、林道清水平線の改良工事を翌年度に繰越して実施するため、繰越明許費として設定するものでありまして、事業費は642万6千円でございます。

以上であります。

特別会計につきましても、村長の説明のとおりであります。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、条例案件9件、予算案件21件、事件案件4件、合わせて34件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

委員会審議については、委員会ごとの日程でお願いします。

また、陳情についての委員会付託は、お手元に配布しました「文書表」のとおりです。

付託された事項については、取りまとめて、報告期限の13日までに提出してください。

直ちに印刷を行い、14日の本会議で議題にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午前11時22分）

平成30年3月第1回 木島平村議会定例会
《第2日目 平成30年3月9日 午前10時00分 開議》

議長（森 正仁 君）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（森 正仁 君）

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

7番 江田宏子 さん。

（「はい、議長。7番。」の声あり）

（7番 江田宏子 議員 登壇）

7番 江田宏子 議員

私は通告に基づき、4項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目目は、「ファームス木島平の今後の運営について」村長にお伺いします。

ファームス木島平の現在の指定管理者の契約が終了する4月以降は、当面の間、村直営で運営したいという意向が昨年12月議会に示されました。12月の一般質問と重複する部分もありますが、改めて次の5点についてお伺いします。

1、12月議会では「指定管理者の適任者がいないので、当面は村直営で」という説明があったため、一般質問では、「全国公募をしてはどうか」という内容も含め、質問もさせていただきました。

その際の答弁は、「更に効果的な使用形態や具体的な内容を検討していく必要があるため、当面は直接管理を行いながら、施設の利用について理解いただける中身をしっかりと検討し、指定管理の方法について考えていきたい」ということでした。

しかし、村直営ということは、村の負担が増えることになります。

全国公募すれば、もしかしたら思いも寄らないアイデアをもった事業者が応募してくる可能性もあったかもしれません。

公募しない、適任者がいないという判断は、どこで、どのようなことから判断したのかお伺いします。

2、ファームス木島平、つまり「農の拠点施設」ですけれども、その建設にあたっては、議会で一旦削った建設費が「再議」により復活しました。その際、「完全民営化」や「指定管理費1,240万円を3年間」という条件をつけた経緯があります。

今回の「村直営」は、当時の条件を覆す計画になってしまうわけで、村民合意を得る必要があると思います。また、村直営で運営するには、村民の協力も必要だと思いますが、村民の皆さんの合意や協力をどのように得ていこうと考えているか、お伺いします。

3、村直営で運営するのであれば、村としての運営計画・経営計画・見通しがなければ、誘客や活性化は見込めず、村の持ち出しが増え、税金の無駄遣いになってしまいます。

現段階で、どのような構想・計画があるかお伺いします。

また、12月議会では、「時期ははっきり言えないが、当面は村直営でも、できるだけ早い時期に指定管理の適格者を探りたい」という答弁でしたが、次の一手を考えたり、適格者への働

きかけをしたりするなど、計画的に取り組む上でも、ある程度の期限の目安が必要だと考えますが、いかがでしょうか。村長の見解をお伺いします。

4、今回の議案に、レストラン・カフェ・加工所・特産品販売所等は貸し付ける、つまり、テナントを募集する旨の条例改正案が示されています。ただ、テナントに応募がなければ、閑散としてしまいますし、道の駅としての魅力もなくなります。

12月議会での答弁では、「空くことのないよう、テナント確保に全力を尽くしたい」という答弁でしたが、テナントに応募がない場合の手段は、どのように考えているか伺います。

5、補助金で造った施設ということで、用途変更などできないという話もありますが、場合によっては、一部、用途変更することで活性化できる可能性もあります。その場合、返還しなければならない補助金はどの程度でしょうか。

このまま、施設が疲弊するよりは、国としても、地方を活性化する、または、自治体の負担を軽くするための一部の用途変更であれば望むところではないでしょうか。

そのような相談や交渉を、県や国にしたことはあるかお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、江田議員の「ファームス木島平の今後の運営について」というご質問であります。今後の運営方法ということでありますので、現時点で考えている内容について担当室長からお答えをいたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

それでは、江田議員のご質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目でございますが、「指定管理者の適任者がいないという判断は、公募しないにも関わらず、どこがどのように判断したのか」ということでございます。

農の拠点施設設置条例における施設の設置目的でありますこれまでの農業6次産業化拠点に加えて、道の駅機能及び観光情報の発信、村の産業連携戦略拠点創出機能を付加する条例改正案を今議会に提案をさせていただいております。

つまり、第2期の指定管理者の要件は、第1期とは違ったものになります。

例えば、信州いいやま観光局が、花の駅千曲を運営しているように、観光交流人口の拡大であれば、旅行業資格等に担保された事業展開が必要でありましょうし、産業連携拠点という点では、村内の各産業を網羅し、地域全体で活性化をしようとする意思決定を政策的に誘導することのできる組織体が指定管理の適任者であると想定されます。それは、村外ではなく村内の組織体がふさわしいと考えております。また、指定管理は、管理者の安定的な経営のため、複数年契約というのが一般的ではありますが、大きな施設であり、将来的に新たな機能の追加や場合によると用途変更も考えられます。その際の制約など総合的に判断し、指定管理ではなく当面は村の直営方式により管理することといたしました。

次に2点目であります。

『完全に民営化すること』、『指定管理費は3年間』という条件付きで議会を通した経過がある。村直営での運営については、それを覆す計画だが、村民合意や村民協力をどのように得たいこうと考えているか」とのご質問であります。

今回、条例の設置目的に、道の駅機能及び観光情報の発信と産業連携拠点創出機能を加えます。これら機能は、村の政策的意図が十分に反映されたものにしていかなければなりません。とりわけ道の駅機能として求められている機能は、全国的にも従前にも増していることから、新たな展開をしていく施設としての位置づけを変えていくことが趣旨になります。産業連携という点についてもより多くの村民の皆さんに関わっていただく仕組みづくりをしてまいります。そのためには十分な時間が必要と考えております。

これまでの指定管理費については、指定管理者への経営支援を目的としたものではありません。道の駅など非収益部分の面積やそれに関わる管理費、人件費を根拠に算出してまいりました。そのため、年ごとに見直しをしてまいりました。今後は、全体の管理費を村が負担し、収益部門については、使用料という形で村へ納めていただくこととなります。

3点目、「村直営としての運営計画・経営計画・見通しがなければ税金の無駄遣いになる。どのような構想・計画があるか。指定管理に戻すのであれば次の一手を考え、ある程度の期限が必要」とのご質問でございました。

条例の設置目的を達成できる指定管理の適格者が今現在いない中で、道の駅総合案内機能を中心に未収益部門、具体的には、マルシェホール、交流ホール、会議室等については、本年度と同様に産業ネットワーク協議会に運営委託をお願いする予定であります。産業ネットワーク協議会も今現在は近い将来に向けて法人化の準備を進めているところであります。

一方、収益部門、これは、レストラン、カフェ、特産品販売所、加工施設等については、公平性を担保する上で広く公募することを基本に考えてはおりますが、議会の皆さん等々のご意見を聞かせていただきながら、村が利用者を選定していくことも視野に進めてまいります。時間も必要なことと思えますし、スケジュール的にも4月1日からの全施設営業開始にはこだわっておりません。十分な準備期間を得て再開できればと考えております。

4点目、「テナント応募がない場合の手段も考えているか」とのご質問であります。

村が関連する団体等含めて利用者を選定してまいります。

5点目、「用途変更等が認められる場合、補助金の返還額はいくらか。相談や交渉を県や国にしたことがあるか」とのご質問であります。

具体的用途変更の内容が定まらない段階で関係機関に相談することはできません。補助金の性質上、可能か否か、過去の前例も含めて調査しています。補助金については、その用途や面積によって違って来るものと考えております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問をさせていただきます。

確認ですけれども、「当面は村が直営で産業ネットワークに委託して」ということでした。

そして、「産業ネットワークも近い将来法人化する予定である」というお話がありました。

そうであれば、指定管理者として、ゆくゆくは産業ネットワークを法人化する団体に指定管理する予定があるのかお伺いしたいと思います。

そして、もし、産業ネットワークを法人化する団体については、今、産業ネットワークは村

が主導で進めている組織ですけれども、第3セクターのような位置づけになるのか、それとも行政とは切り離れた別組織として法人化する構想なのかお伺いしたいと思います。

それから、「オープン再開については4月1日にはこだわらない」ということでしたけれども、全てをオープンするのがいつ頃を目途としているのかお伺いしたいと思います。

それから、村民の皆さんの合意と協力を求めるためには、農の拠点が事前にあまり説明会を開かなかったということもあり、なかなか協力を得られなかった経緯があります。合意や協力を求めるためには、丁寧な説明も必要だと思います。そのための説明会等の開催は考えているのかお伺いしたいと思います。

それから、用途変更について、具体的な用途変更が定まらない段階では関係機関に相談できないということでした。「卵が先か鶏が先か」の議論になると思いますけれども、用途変更を検討して、定まってから用途変更するのであれば、補助金を返して下さいという話にもなりかねません。実際に用途変更が可能かどうかの打診ぐらいはして、もし可能であれば、どの程度の変更が可能なのかという打診が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

以上、再質問をお願いします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、江田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、今進めている産業ネットワークが法人化をして指定管理者として考えているかということですが、それもひとつとして考えております。その場合に、村がどのように関わっていくのかということですが、この点についてはまだ具体的に決めてはおりません。ただし、先回、建物を建設する際に、議会でもいろいろやり取りがありました。

当時、私は一村民として見ている立場でありましたが、その際に出された条件として「完全民営化する」と、それから「指定管理費は3年間1,240万円とする」、それと「村は債務保証しない」という3つの条件で建設が進められたということですが。その際に、現時点でも感じておりますが、当時建設する際に、スタート時には村から3千万・4千万円程度の経営的な支援が必要になってくるということが示されて、それに対して大きな不安があったと感じております。そんなことから、ひとつは「完全民営化をする」、そしてまた「債務保証をしない」ということは、言ってみれば経営をする経営主体が、当時は3セクでありましたが、民営化した後も村が経営支援をしないという意味だったと考えております。それからまた、「指定管理費1,240万円」については、これまでも再三申し上げてまいりましたが、指定管理者への経営支援ではありません。ご存知のとおり、あの建物につきましては、収益部門と非収益部門があります。その収益部門については、指定管理者が利益の中で管理するというのが理想ではありますが、現実的にはなかなか難しいだろうと思っております。そんなことで、非収益部門については誰が責任を取るかということになれば、最終的には村が持たざるを得ないと。その分の費用として指定管理費が積算されたと考えております。そんなことで、先ほども担当室長から申し上げましたが、毎年、実際にかかる経費について見直しをしてきたということですが。

最終的に指定管理者を誰にするか、それが3セクであるか民間であるかは別として、現時点で第1に考えているのは、将来的に村の負担をできるだけ少なくしながら施設を有効に使っていくと、そのことを一番の目的に、これからの利用形態について考えていきたいと思っております。

そんなことで、いつ頃かという話がありましたが、部分的に早くできる部分とすぐには着手できない部分があると思いますので、現時点でいつというのは申し上げられませんが、できるだけ早いうちにその体制を整えていきたいと考えております。その中では、説明会等も必要なのだろうと思いますが、基本的には利用形態というか、その辺の中身が具体的にこないと、なかなか説明会もできないだろうと思います。これまで、利活用検討会等で村民の皆さんのご意見をお聴きしてきたわけでありまして。それらを中心に、これからの活用方法について考えていきたいと思っております。

それからまた、用途変更が可能かどうかということではありますが、これまでその点についてはやってきませんでした。近いうちに少なくとも用途変更が可能かどうかについて問い合わせをするという準備は現在しております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再々質問をさせていただきます。

今現在、村内で適格者がいないという中で産業ネットワークを法人化する団体・組織についても候補の1つであるというお話がありましたけれども、ある程度大きな施設を運営し、誘客・活性化を図っていくためには、専門的な経営感覚のある人材も必要だと思います。その辺も含めて検討されないとうまくはいかないと思いますし、準備期間も相当必要なのではないかと思われまます。

実際、村直営で運営するに向けても、当面、道の駅部分をオープンして、テナントは決まり次第ということだと思いますけれども、閑散とした中でお客さんを迎え入れるというのはイメージもあまりよくありませんし、ある程度整った状態、計画がしっかりした段階で、リニューアルオープンという形をとった方が良いのではないかと思います。

村長の12月の答弁では、運営しながら気づくこともあるので、一斉にリニューアルオープンというよりは、徐々にできるところからというようなニュアンスを受けましたけれども、その辺の考えは変わっていないのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、再々質問にお答えいたします。

先ほど議員が申されたとおり、あの建物は大きな建物であります。そんなことで、これまでには建物全体の一体的な指定管理でやってまいりましたが、場合によれば形態を変えることもあると考えております。指定管理する部分、貸付する部分、それから直接管理する部分等、そのように考えていくこともできるのだろうと思います。

それからまた、専門的な人員の配置ということではありますが、これらについてもその中で検討していきたいと考えております。

ここで、議員の皆さんにもお願いしたいわけではありますが、現時点で指定管理者が、レストラン、直売所等を使っているわけでございます。特に5月の連休中に、近くで菜の花まつり等

もございます。そんなことで、これまでも道の駅を利用される皆さんも大変多く来られたわけでありますので、指定管理者ということではなくて、一時的なテナントというか、そういうような形で、4月・5月は現状で営業していただく、そのように考えております。その間も準備期間と考えておりますが、6月からすぐできるかどうか、その辺はまだはっきりしておりません。いずれにしても、4月・5月については現在の形態で、少なくともその頃、特に連休にお越しいただく皆さんについては、その辺の事情はご存じないわけであります。外から来られた皆さんに対してしっかりと対応できる形でやっていきたいと考えておりますので、その点については、ご理解いただきたいと思っております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

それでは、2項目目といたしまして、「役場庁舎の建設について」を村長にお伺いします。

現在、新庁舎の基本設計について、広報やふう太ネット等で、説明されてきました。

パブリックコメントや説明会での意見に対し、回答書では「検討します」となっているものが多いのですけれども、その後、どのような検討をし、その結果、どのようになったのか、放送中のふう太ネットでの説明からは感じられないという声をいただいております。

検討した上で変更したもの、検討したが当初の計画のまま進めた理由はどうしてか、実施設計の段階で反映させる予定があるのかなど、特に質問された方々は気になるところで、また、多くの皆さんに村づくりに関心を高めていただくためには、全ての要望を叶える訳にはいかなくとも、「村民の皆さんの声に真摯に向き合うこと」が、村の姿勢として基本であり、非常に大事なことだと思っております。そこで次の4点をお伺いします。

1、いただいた意見はどのように受け止め、どのように検討されてきたのでしょうか。

設計に反映した意見、反映できなかった意見は、それぞれ具体的にどのようなものがあつたかお伺いします。

2、外構工事・道路改良、周辺整備等について、基本設計の図面に掲載されている以外の計画には、どのようなものがあるか予定されているかお伺いします。

3、本体建設費の概算・外構等も含めた総工費の概算等はいつ頃示されるかお伺いします。

4、建設工事に、村内業者も加わるよう検討したいとのことですが、その方法とスケジュールについてお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、江田議員の「役場庁舎建設」にあたりましてのご質問にお答えいたします。

最初の質問であります。庁舎の建設につきましては、工事費は8億円以内、面積は現庁舎よりもおよそ1割削減と、そして機能については行政事務・議会・防災関連に限るということで説明をしております。そのような合意のもとに現在作業を進めているわけでありますが、そのことを念頭に、説明会やパブリックコメントでのご意見・ご要望を採り入れさせていただきました。

全てではありませんが、主なものについて申し上げますと、設計に反映した内容としまして、「地域木材の活用や村民の建設への参加について」ということで、木材利用については、庁舎内装での活用を考え、自然豊かな木島平村が感じられる工夫をしていく予定であります。地域木材の利用と村民の建設への参加につきましては、実施設計に併せて検討を進めてまいります。

次に、「議場・議員控室を他の用途にも活用できないか」ということでありますが、議場、それから議員控室は会議室としての利用もできるようにするというを考えております。固定式の机や設備は導入いたしません。また、災害時については避難スペースとしての活用も予定しております。

次に、「1階の相談室や打合せスペースの確保」ということでありますが、来庁された方がより相談や打合せを行えるように相談室を2部屋といたしました。それからまた、打合せスペースも増やしております。

それから、障害者の方への配慮、視聴覚障害であるとかヒアリンググループであります。既に設置済みの公共施設もありますので、参考にしながら必要な設備を設置していきたいと考えております。

それから、「農村交流館への職員配置」であります。農村交流館へは、村民の皆様の利用や施設管理を考慮し、引続き教育委員会生涯学習課職員が勤務することを想定しております。

また、反映を見送りさせていただいたご意見とその理由であります。「庁舎の玄関は北側の方が良いのではないか」というご意見につきましては、玄関付近の明るさの確保や、それから事務室への南北の風通しの確保を優先し南西側に配置をいたしました。

「南側軒下空間を部屋として利用できないか」ということでありますが、南側軒下は、夏の日差し対策とオープンスペースとしての利用を考えておりますので、部屋にして設備を設置することは考えておりません。

それから、「自然エネルギーの導入は」ということでありますが、導入する設備としましては、地中熱エネルギー等が考えられますが、比較検討した結果、最初の導入時には国の補助金等が期待できますが、設備の更新や将来的な維持管理費の負担が大きく、費用対効果が見込めないため断念しているという状況であります。

いただきましたご意見とそれに対する回答につきましては、村のウェブサイトと2月号広報折込みでお知らせしておりますが、最初に申し上げました通り、事業費や規模、用途について制約を設けておりますので、全てのご意見、ご要望にお応えできないことをご理解いただきたいと思っております。

それから、2番・3番の「外構工事、道路改良、周辺整備関係と総工費の概算」についてであります。実施計画では現庁舎の解体並びに公用車車庫整備等で1億400万円を見込んでおります。現時点では、庁舎跡地の利活用計画が定まっておられませんのでご提示できる図面はございません。今月から庁内で庁舎跡地の活用についての検討を行っております。その後、議会や村民の皆さんのご意見・ご要望をお聞きして決定する予定ですので、その内容によっては、総工費は実施計画から変わってくることも想定をされます。

「村内業者の関わり」についてであります。まだ結論が出ておりません。一般競争入札や指名競争入札を行う場合でも、単独で請け負うことができる村内業者はないというのが実情であります。実施設計を7月下旬には完了し10月には工事請負契約を締結したいと考えていますので、どのような方法が考えられるか引続き検討し、現在、村内の関係する業者の皆さんの意見等をお聴きする、そのような場を設ける準備をしておりますが、その結果、必要な手続きがあるとすれば遅れることのないように対応してまいりたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

今、反映された意見、されなかった意見を村長から答弁いただきましたけれども、この他にもいろいろ検討すると答えたものがあつたと思います。村長からウェブサイト、広報の折込みで見ていただけるというお話でしたけれども、その回答については、説明会当日の回答、これから検討するという段階の回答、パブリックコメントについてもそういう部分があつたと思います。今後、村民の皆さんに説明する機会があるようでしたら、全てに応えることは大変だと思っておりますけれども、その辺りも意識しながら説明に臨んでいただければと思います。

再質問の部分ですけれども、「実施計画では、現時点では庁舎跡地の利用計画が定まっていなので図面等は提示できない」そして、「総工費の概算は、本体工事の他、庁舎の解体、車庫の整備等で1億400万円を見込んでいる」という答弁をいただきました。実施計画では、この他、備品で3千万円ほどを見込んでいます。

また、住民の方からの質問の中にもあつたのですけれども、その答弁として「西庁舎については、ふう太ネットがそのまま残るので、西庁舎の入り口やトイレの改修などが必要」という回答がありました。

また、道路改良等については、現庁舎の後利用に応じて変わってくるところもあると思っておりますけれども、その費用や周辺の道路改良の費用等は、この1億400万円の中に含まれているのかどうか。もし、別にかかるようであれば、ある程度の費用を実施計画に入れておく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

(「はい、議長。」の声あり)

(総務課長「佐藤裕重 君」登壇)

総務課長（佐藤裕重 君）

再質問でございますけれども、例えば、この庁舎を取り壊した時に新しいものを作る、もしくは作らない、それ自体はまだ決まっておきませんので、現段階で道路をどのように取り付けたら良いとか、そういったことはなかなか難しいのではないかと思います。

先ほど村長からお答えをいたしましたように、最終的には議会の皆さん、それから村民の皆さんに村の案を提示するか、もしくは皆さんからご意見を伺って最終的なものにしていきたいと考えておりますので、その利用する形態によって道路、それから、もし建物を作るとすれば、その額、それがどういった内容のものかということが決まってくると思います。その辺は、皆さんのご意見を伺いながら、財政計画、活用できる補助金、起債等を考慮しながら最終的に決めてまいりたいと考えております。

それから、西庁舎であります、前に村長がお話しましたとおり、この庁舎を壊した場合でも残すということでもありますので、入り口それからトイレ等は必要になると考えております。そこら辺は、1億400万円の中にはある程度見込んでおりますが、その額の具体的な試算はしてございません。

以上です。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

再々質問させていただきます。

財政計画の中で、財政がかなり厳しいということが常々言われますけれども、庁舎の跡地をどのように利用するのかということが財政にも大きく響いてくることだと思います。全体的なその費用の試算なり、それ以外にかかる費用、例えば、現庁舎から新庁舎への移転費用等も多額にかかるのではないかと思いますし、トータルで庁舎に関連する費用がどの程度かかるのかというのを早期に試算する必要があるのではないかと思います。いつ頃を目途にその試算を出される予定なのかお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

具体的には、引っ越しの費用になると思いますが、それらについては、できるものは職員が自分でやるというのが基本であります。できないもの、特に機械や器具類等の移転については外部にお願いしなくてはいけないということで、それらについてある程度は実施計画の中に見込んであります。

それからまた、この建物の解体につきましては、利用解体によって例えば交付税措置を受けることができるか、そういうこともあります。ただ壊すだけだと全て村の費用となりますが、その後、村民の福祉に役立つものであれば交付税措置等が受けられるということもありますので、その辺の財政的なことも考えながら、村としても渡っていきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

(「はい。」の声あり)

7番 江田宏子 議員

それでは、3項目といたしまして「小学生の放課後対応について」教育長にお伺いします。

数年前、「児童クラブ」を廃止し、「放課後子ども教室」に移行しましたが、新年度は、今まで実施していた放課後子ども教室と共に、以前行っていた児童クラブを復活する予算が計上されています。

子どもたちの健全育成の居場所が複数あることは望ましいことで歓迎しますが、同じような名前でも、「児童クラブ」は厚生労働省管轄、「放課後子ども教室」は文部科学省管轄であり、それぞれ、目的や対象も違うと思います。

新年度、児童クラブとして復活することにした経緯、また、それぞれの対象者と活動内容・利用料等をお伺いします。

議長（森 正仁 君）

小林教育長。

(「はい、議長。」の声あり)
(教育長「小林 弘 君」登壇)

教育長（小林 弘 君）

江田議員の「放課後対応について」の質問にお答えをいたします。

村では、保護者が就労等により昼間家庭に居ない小学校児童の居場所として、平成22年度までは村民会館で「児童クラブ」を運営してきました。

平成22年4月に小学校が統合され1校となったことにより、それまでの児童クラブを廃止いたしました。その後、文部科学省の補助事業を取り入れ、小学校の余裕教室を使用し、勉強・スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行う居場所としての現在の「放課後子ども教室」を設置しまして、これまで運営をしてきました。

「現在の放課後子ども教室」は内容的には学童保育である「児童クラブ」に近く、放課後に宿題を中心とした学習と読書や遊び、休息など、自主的に過ごす放課後の生活の場として運営しております。

その中で、小学生の放課後学習支援の充実を図ることを目的として、本年度試行的に「放課後子ども教室」を利用している児童の中から参加希望者を募りまして、放課後子ども教室の中で学習に特化した算数教室「水・木」、英語教室「火・金」と、それぞれ週2回、宿題以外の教材を使用し、放課後子ども教室以外の学習指導員による学習を行ってまいりました。

新年度は「これまでの放課後子ども教室」を名称のみ変更し、新たに「放課後児童クラブ」として運営したいと考えております。内容的には、放課後、土曜、長期休暇には小学校1年生から6年生を対象として、これまでと変わらず実施いたします。利用料も変わりありません。

また、「新たな放課後児童クラブ」の事業の財源として、利用料の他、厚労省の補助事業である放課後児童健全育成事業補助金を予定しております。

新年度「新たに開設を予定している放課後子ども教室」は、これまでどおり文科省の補助事業であります放課後子ども教室推進事業補助金を得て実施したいと考えております。

教室の名称を、利用者には混乱なく分かりやすいように、放課後学習支援とさらに学力向上を目的とした「子どもスキルアップ教室」とし、小学校登校日の下校時から午後6時まで、小学校3年生から6年生を対象に開設をいたします。

基本的には土曜日、長期休暇には開設しないことといたします。利用料は「放課後児童クラブ」と同額の月額5,000円、日額300円とし、放課後児童クラブ利用児童が同時に「子どもスキルアップ教室」を利用する場合は無料といたします。

「子どもスキルアップ教室」では、教室の充実・連絡・調整・指導を担う新たに配置をいたしますコーディネーターを中心に、学習指導員による当面は宿題の指導、補充学習等の学習支援を行い、本年度、試行的に行ってきた算数教室と英語教室を中心に実施したいと考えております。

また、今後、退職教員等地域の人材を新たに学習指導員として加え、協力を得ながら、例えば、身近な理科の実験、科学実験、パソコン、ロボット、プログラミング工作等々、学習・体験活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

全ての児童を対象に、小学校施設を活用し、小学校と情報共有を図りながら、「新たな放課後児童クラブ」と「子どもスキルアップ教室」が連携し、総合的・一体的な運用を図りながら、小学校児童の放課後事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

「子どもスキルアップ教室」については、平日毎日6時までということですが、おやつやお迎えについてはどうなるのか、考えをお聞きしたいと思います。

それから、今お話にありましたように、スキルアップ教室については、コーディネーターの先生を配置しということでしたけれども、そのコーディネーターの先生の役割がとても大きくなると思います。当面は、学習活動が中心だと思いますけれども、せっかくの子ども教室ですので、いろいろな体験活動も取り入れながら、ぜひやっていただければと思います。今のお話の中では、学習活動が中心のようなイメージでしたけれども、文化的な体験等も含まれるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

今までの放課後子ども教室、新たには「放課後児童クラブ」というように名称を変えるわけですが、そのコーディネーターは引き続き現在のコーディネーターがやるようになります。

新たな「子どもスキルアップ教室」につきましては、違うコーディネーターを配置して、時間は、放課後から算数教室及び英語教室が終了する6時までと考えております。

スキルアップ教室に入る子ども達については、その時間帯は、おやつ等はありません。時間の方は、例えば、英語教室で申しますと、火曜日・金曜日の5時から6時の1時間です。その間には、おやつ等を出すということはありません。ただ、放課後子ども教室に引き続き入っている子どもについては、その時間の中でおやつがあります。放課後子ども教室に入らなく、この時間帯だけスキルアップ教室で学びたいという子どもにつきましては、おやつは設けておりませんし、提供する考えも今のところありません。

体験活動は、「新たな放課後児童クラブ」につきましては、コーディネーターに任せまして、宿題及び補習、そしてまた休憩、または今までも料理とかそういうようなことがある場合には、コーディネーターと一緒に計画するというのがあります。

ただ、「子どもスキルアップ教室」につきましては、学習の方を重点的に置きますので、体験学習と言いましても、科学実験、そしてまた工作、プログラミング等というような形での学習活動となります。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再々質問なのですが、今のお話の中でスキルアップ教室については、5時から6時までというお話でした。児童クラブに所属していて、スキルアップ教室に行く子ども達については、その5時までの間は児童クラブで面倒を見てもらえるわけですが、スキルアップ教室のみ5時から6時まで利用する子どもについては、下校時から5時までの間は自由に遊んでいる状況なのか確認したいと思います。

それから、先ほどおやつについては答弁がありましたけれども、お迎えについてはどうなる

のか、お迎えは必須になるのかどうかをお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

山嵯子育て支援課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（子育て支援課長「山嵯真澄 君」登壇）

子育て支援課長（山嵯真澄 君）

江田議員の再々質問に、教育長に代わってお答え申し上げます。

スキルアップ教室の開設時間につきましては、下校時から6時までと予定しております。下校時、早い時間は3時台、遅い時間は4時台からということになっておりますので、空き時間は無いと考えております。

お迎えにつきましては、国が示しております「放課後子どもプラン」の中では、放課後子ども教室については、児童が学校から直接来室して、帰宅時の安全管理は自己責任ということになっておりますが、「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」、連携して行うということでありまして、小学校の空き教室を利用して行うということもありますので、保護者の協力を得まして、児童の送り迎えは保護者をお願いしたいと考えております。

どちらにいたしましても、先ほど申し上げましたが、小学校と連携して開催したいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

それでは、4項目目です。

「生活弱者の把握と対応策について」村長にお伺いします。

一昔前より、人口は減っている反面、高齢者世帯や一人暮らし世帯、一人親家庭の割合は増えていると思われれます。

また、お互いの家を行き来してお茶飲みする機会も減ったり、お互いに深入りしないような配慮だったり、近所の家庭の様子も知らないという場合も多々あると思われれます。

逆に、困っていても、あまり人に知られたくないという場合もあると思います。

最近、いろいろな機会に、「切迫した状況の方が少なくないこと」「将来的に心配だと思われる方々が数多く控えている」という実態を伺うことが多く、できることからでも早急に、その対策に力を入れる必要性を切実に感じます。

高齢者・障がい者・生活困窮者・ひとり親家庭など、生活弱者の方々の状況は見えづらいところや、肩書きをもたなければ介入しづらいところもあり、行政としての実態把握や一歩踏み込んだ対応、地域での支え合いの仕組み作りなどが必要で、そのためには「行政としてのリーダーシップ」が求められます。

先日、老人福祉計画・介護保険事業計画が示されましたが、いかにこの計画に具体的に取り組むか、実践していくかが重要です。

そして、生活弱者は、高齢者・要介護者だけでないことも踏まえなければなりません。

そこで、次の点をお伺いします。

1、村内約1,500軒4,500人の生活実態の把握や必要な支援体制を、現在どのよう

2、以前にも、『地域包括支援センター』の名称や中身がわかりづらいので、親しみやすい名称や、相談窓口としての役割の周知を」という趣旨の指摘をさせていただいたことがありますが、その後、検討はされたでしょうか。

住民向けの誰にでもわかりやすい名称、そして、要介護世帯だけではなく、誰もが何かあれば気軽に相談できる「福祉相談総合窓口」としての機能、そして「駆け込み寺」としての機能を果たすことが必要だと感じます。

また、生活弱者対策として、この他、具体的にどのような構想・体制を考えられているかお伺いします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、江田議員の「生活弱者の把握と対応策について」ということであります。

最初に生活実態の把握であります。議員の質問のように村内には高齢、障がい、困窮などの課題を持った多くの方がいらっしゃいます。その現状の把握として特に高齢者については、村の健康管理検診の申込み取りまとめの時期、ちょうど今のこの時期であります。その時期に70歳以上の介護認定を受けていない方に、ご自身の健康状態や日常生活の状況などを聞かせていただいております。

その内容によって、看護師の訪問や村で行う介護予防事業等をご案内しております。合わせて主に独居の高齢者のお宅には、民生課と介護保険事業所の職員が安否確認のため訪問させていただいております。また、高齢者の見守り体制としましては、民生委員や地域の方の見守りや、独居の高齢者のお宅には状況に応じて緊急通報装置を設置しております。

議員が以前にも名称が分かりづらいと指摘をいただいております「地域包括支援センター」であります。名称については全国で運営されているものでありますので、その名称が定着するようなわかりやすい広報活動等をもっと職員が工夫しなければならないと思っております。

構成については、民生課の職員と介護保険事業所の職員であります。困難事例の対策としては、必要に応じて、介護支援専門員や訪問している看護師、病院に入院している場合は、その病院のケースワーカーの話を伺うなど、チームを組織して対策を考えてきております。センターという名称であるため誤解されることもあると思いますが、この地域包括支援センターは、主に高齢者の自立支援や権利擁護、介護予防、それから介護、医療、それぞれの状況や段階に応じて相談に応じ、総合的に支援する言わばネットワークのようなものとご理解いただければと思います。

行政としましては、議員が必要と考える、要介護世帯だけでなく誰もが何かあれば相談できる窓口としての機能を果たせることができるよう、その機能の充実に努めてまいります。

議長（森 正仁 君）

江田宏子 さん。

（「はい。」の声あり）

7番 江田宏子 議員

再質問をさせていただきます。

今、介護認定を受けていない高齢者には、検診の取りまとめの時期に個別にお伺いをしてと

いうお話がありました。ただ、いつ、どの家庭が生活弱者になるかわかりません。今、村長からもお話がありましたように、生活弱者は高齢者世帯だけではありません。1, 500軒というコンパクトな村でもありますので、保健師が中心となって福祉的な立場での生活実態の把握、データ化等が必要だと感じますけれども、その辺がされているのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、地域包括支援センターについてですけれども、全国的な組織なのでというお話でした。住民の皆さんにとっては、名称がわかりやすいところに相談しやすいということがあります。内部的には地域包括支援センターということであっても、住民の皆さんにとっては、もう少し身近な名称に変更することが可能ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。もし、それができないということでしたら、総合的な相談窓口ということの名称で、何かあったらすぐに住民の方がそこに行けば良いというものが必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

今、地域包括支援センターについては、高齢者を対象にということもありましたけれども、資料を見てみますと地域包括支援センターについては、「住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である」と謳われています。これは、介護保険法の中の位置づけではありませんけれども、その中の相談業務としては、「総合相談支援業務」ということで、「住民の各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援を実施する」ということも謳われています。例えば、行政機関、保健所、医療機関、児童相談所等必要なサービスにつなぐという制度横断的な機能を果たす役割がありますので、高齢者介護関係者に限らず、村長が仰られたとおり、対象の充実に図って運用していただければと思えますが、いかがでしょうか。

議長（森 正仁 君）

武田民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「武田彰一 君」登壇）

民生課長（武田彰一 君）

江田議員の再質問に、答弁をしたいと思います。

先ほど、村長の答弁にありましたように、村の中には高齢であるとか、障がいであるとか、生活困窮であるとか、いろいろな悩みを持った方がおります。先ほど、ちょうど今の健康管理検診の取りまとめの時期に、高齢者については、対象として概ね70歳以上の方にアンケートにお答えしていただいております。約800名の方に配布をして、約7割の方に回答をいただいております。その中で、約4割の方は年齢からくる筋肉の衰えだとか精神的な衰えを抱えています。そういう方について、どのようなケアをしていったら良いかというものを係であるとか、「地域包括支援センター」という名称を使わせていただいておりますけれども、その中で、ただ看護師が訪問をして生活の様子を伺うだけで良いのか、医療につながなくてはならない状態にあるのか、その辺は丁寧なお話をさせていただくようにしております。特に、今の800名に加えてですけれども、現在、訪問看護師が一年中訪問している対象者は約350人おります。介護保険を利用しまして、デイサービスセンターだとか訪問介護を受けている方以外でありますけれども、その中には、少しでも今の健康な、まだまだ介護には至らない状態を持続させていきたいということで、筋力アップ教室であるとか、悠々教室であるとかに通っている方が100名ほどおります。そういうことをどのように総合的に考えていくかについて、今、地域包括支援センターを中心に考えています。

当然、高齢者だけではなく、「総合的に」という話が良く出ていますけれども、中には障がい

を持った方、生活困窮のある方、その方がどこへ相談をしに行ったら良いのか、中には相談ができなくて自分で抱え込んでいる方もいると思います。そういう方が、ここへ行けば少しは安心できる、相談ができる、そういうものを私たちがやってはいるのですが、もう少し工夫が足りない、広報が足りないということで来られない方について、ぜひ相談できるような総合窓口を作り上げていきたいと考えております。

名称変更であります、どのようにしていったら良いかという検討はしてきませんでした、全国の市町村の数が1,700と記憶しております。地域包括支援センターの数については、その倍、細かなものについては更に7,000ほどありますので、手続き上どのようになるのか、そういう意見をいただいたものについては、上部機関につなげていきたいと思っております。

議長（森 正仁 君）

以上で、江田宏子 さんの質問は終わります。

（終了 午前11時08分）

議長（森 正仁 君）

会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は、11時20分をお願いいたします。

（休憩 午前11時08分）

（再開 午前11時20分）

議長（森 正仁 君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4番 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。4番。」の声あり）

（4番 土屋喜久夫 議員 登壇）

4番 土屋喜久夫 議員

それでは、発言を許されましたので3点の質問をさせていただこうと思っております。

本定例会であります、平成30年度当初予算の上程をいただきまして、この審議を進める重要な議会でもあります。

村、とりわけ行政の使命であります、村民の幸福の追求でありまして、直接的な福祉施策のみならず経済活動の支援、安全・安心の確保、将来を担う子どもたちの育成、広い意味の住民福祉の向上であります。このため、継続した施策の推進が必要であるわけであります。

日暮村政1期目最後の予算編成でありますので、大変注目をしているところであります。

今年度の施政方針演説の中で、「都市部への人と経済、情報の集中に歯止めがかからず、地方では人口減少や高齢化などのため豊かさを実感できない状況」と現状を述べられております。

本村に翻りますと、村民の意向として、大きな不満というのは表に出てきてはいませんし、将来に向かって少子高齢化というような課題、漫然とした不安があるのが実態であります。

平成30年度当初予算であります、計画行政の根幹であります村の総合振興計画第6次で4年目、また、地方創生戦略4年目、第6次の総合計画前期分は、前期5か年の折り返しをした現状の中で、平成30年度予算、29年度予算は、財政調整基金を取り崩しながら予算編成をしている現状で、なかなか事業を選択、また計画に沿った振興をするというのが大変困難な時代の中で編成をされているところであります。

そうは言いましても、村は計画的に事業を進行しなければならないという意味合いの中で、振興計画の目標について、どのように考えられ、どのように進められているのかを1点目とし

てお願いしたいと思います。

また、地域経済の活性化が今回の平昌（ピョンチャン）オリンピックで、カーリング協会が報償金の話の中で「無い袖は振れない」というような発表がありましたけれども、村で福祉政策を進めると言いましても地域の経済の活性化が大重要であります。計画にあります創業支援5か年間の間に5件というような目標が立てられています。3年を過ぎ後2年を残すのみという計画の目標であります。この進捗状況についてお伺いをします。

それから、体験住宅も移住定住の大きな目玉でありますけれども、5年間で3戸というような計画が立てられております。これに対しても、もう1戸という状況であります。ただ、空き家対策等も含めてもっと知恵を出す方法はないのかどうかお伺いしたいと思います。

また、インバウンドを計画に入れておられる国際的な観光地という考え方、全村を観光地とするという産業ネットワークの思想の中にもありますけれども、これについても外国語表記というものについてはどの程度進んでいるのかどうか。例えば、外国語表記ではありませんけれども、蛭川橋のところに新たに立ちました看板、土台と看板を入れて240万円もかかっているというような、それほどの費用をかける必要はないだろうと思っています。この辺についても、インバウンドを目指すとするれば、外国語表記が必要ではないかなど。どの程度の実施状況であるかということ、また、外国からお寄りいただく観光客の皆さんは現金ではなくてカード決済を望まれる方が非常に多くなっています。特に中国系の皆さんはカードということが結構あるものですから、この辺について、例えば、村内の小規模店舗等のカード決済についても機材、マニュアル等も含めてご支援いただけないものかどうか。

それと、公共施設の総合管理計画も動いています。1年が経過をしたところで総体的な%は出ていますけれども、具体的にどう進められるのか。先ほどからも申し上げていますように、人口減少の村の中で、どのように公共施設をダウンサイジングしていくか。待ったなしの役場庁舎建設等も動いているわけであります。これについては現庁舎よりも面積的には5%小さくしたというような基本的な考え方の中で進められていますけれども、これについてもいかなるものか。未利用の施設があれば、職員が点検等の管理をしなければならないということもありますし、極めて老朽化が進んでいる施設も数多くあります。

先ほども、運営についての質問等も江田議員からありましたけれども、例えば、ファームス木島平、前は蒸気をいっぱい発生する缶詰工場として建設をされたのが昭和50年代であります。そんなことを考えると、既に本体の鉄骨も50年余りが経過をして劣化をしているということもあります。そのようなことで、公共施設についても取捨選択をしながら、いかに村の将来にわたって重荷にならないようにしていくかが大変重要なことだろうと思っていますので、この辺についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、土屋議員の「村民の幸せを願う予算編成になっているか」というご質問であります。最初の目標をどう取られ推進しているかということでもあります。

村では、先ほど話がありましたとおり、第6次総合振興計画、これは平成27年度から平成36年度に向けての目標となっております。重要な課題については数値目標を掲げております。そして、その後に策定をいたしました地方創生総合戦略の中では多くの部分で総合振興計画と

目標をリンクさせまして、更に喫緊の課題についても数値目標を掲げております。村民福祉の向上のためには、数値に表せるものだけとは限らないわけではありますが、その中で社会の変化によってより良い方向になるように見直しをしていくことも必要と考えております。また、同時に村の将来経営もしっかりと見据えた財政計画に基づいて事業を推進していく必要があると考えております。

5点いただきましたが、以下4点については、それぞれ担当課長からお答えを申し上げます。

議長（森 正仁 君）

土屋産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「土屋博昭 君」登壇）

産業課長（土屋博昭 君）

それでは、私からただいまのご質問の中の創業支援について、それからインバウンドの外国語表記等についてのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、「創業支援の5か年の計画にある5件の目標は、残り2年しかないがどの程度の進捗状況か」というご質問についてでございます。

農村資源を生かした新たな産業の創出など3つの基本目標とその施策を示しました「総合戦略」を平成28年2月に策定し、この中で基本目標に対する数値目標の一つとして、平成31年度までの創業件数を5件と定めてございます。これに基づきまして、平成28年度に創業支援補助金交付要綱を定め、創業に必要な土地、建物や設備の取得に対しまして最大100万円を交付する制度を開始しているところでございます。これまでの採択件数につきましては1件で、この他に相談中の案件が現在1件ございます。

この創業支援制度につきましては、村のウェブサイト、広報誌、それとふう太ネットで周知を図っているところでございます。今後は、移住定住の推進と合わせまして、村外の皆様にも周知しながら地域経済の発展につなげていきたいと考えているところでございます。

続きまして、インバウンドの関係でございます。

「インバウンドを計画に入れているが、外国語表記の実施状況はいかがか。費用をかけずに効果的な設置等ができればしないか。また、クレジットカード決済の支援はできないか」というご質問でございます。

外国語表記につきましては、先の12月議会でご質問をいただいております、その関係でもう一度のお答えになりますがお願いしたいと思います。

観光施設内の外国語表記につきましては、馬曲温泉、梨の木荘、パノラマランド木島平につきましては、英語表記によるご案内をしております。特に、馬曲温泉では施設案内に加えまして入浴エチケットを英語でご案内しております、英語での対応は一定程度されているところでございます。

ただ、台湾や香港からのお客様のための中国語につきましては、現在、表記はございません。今後、インバウンドへの対策としまして、施設内は英語、それから中国語による案内が必要と考えますので、スキー場など屋外の観光施設も含めまして、現状を確認しながら、不足するものにつきましては指定管理者等にその設置を促しながら、外国人観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。

また、カード決済につきましては、インバウンド需要に対応するために、クレジットカード決済を導入されている事業者が増えているとお聞きしております。かつては「専用端末が高い」、または「決済手数料が高い」、「入金が遅い」等の理由で導入を躊躇する事業者もいらっしやったようですが、現在では専用端末ではなくスマートフォンやタブレットなどのモバイル端

末を利用するモバイル決済が登場しまして、これを活用する事業者の皆さんが増えているよう
でございます。スマートフォンをお持ちであれば、あとはカードリーダーを揃えれば良いだけ
ということでありまして、このような状況でございますので、行政としては機器導入に要する
支援は現在考えておりませんが、カード決済の他に電子マネー決済なども普及してございま
すので、必要があれば商工会と連携しまして現金以外の決済方法を学ぶセミナーを開催していき
たいと考えております。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

それでは、土屋議員からの2点についてお答え申し上げたいと思います。

1点目は「体験住宅をもう1戸建設する計画だが、他の手段はないか」というご質問でござ
いました。

現在、供用を開始しております2棟、具体的には庚と大町でございますが、こちらの方の利
用状況等を勘案しながら、更に1棟建設するのか、おっしゃられるように空き家等を活用する
のか、または現状の2棟で受け入れを行うのか判断してまいりたいと考えております。

2点目でございますが、ファームス木島平の関係のお話でございました。建物が老朽化して
いるというようなご指摘でございます。

建築時点でのファームス木島平の経済的残存耐用年数は31.3年でございます。

増築部分に関しては、現行の建築基準に則した強度を確保し、耐雪2mの屋根加重に耐えら
れる強度としております。既存部分に関しては現状のままとしていますが、増築部分が既存部
に対して耐震ブレースというような役割を部分的に担っており、補強として機能しております。

平成27年建設当時の建築法による耐震基準等々を満たして建築許可されている施設であり
ますから、今現在は取り壊す予定はございません。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

私からは、公共施設等総合管理計画について答弁をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画ですけれども、これは平成28年度に策定をいたしました。

人口減少が続く中、老朽化が進む公共施設などの現状を把握し、計画的に再編や長寿命化を
行って将来の負担軽減や支出の平準化を目的としたものであります。村では、この計画の中
では総床面積の5%、概ね3,000㎡の削減を目指しております。

今年度から庁内に検討委員会を組織し、現在ある施設を「今後どのように維持していくのか、
もしくは統合・売却・廃止するのか」といった検討を行っております。

また、並行しまして、既に老朽化もしくは使用しなくなった施設で、村民の皆さんに直接影

響のない施設「旧南部小プール」、「旧北部小プール」、それから糠千地区にありました「わかくさ保育園」の取り壊しを行ってきております。平成30年度の予算案では、西小路地区の旧歯科医師住宅と池の平の管理棟の取壊しを行う予算も計上しております。また、若者住宅も1棟売却の予定で購入者を募集しているところでございます。

平成32年度までには、公共施設等総合管理計画を踏まえた「個別施設計画」を策定するようになっておりますので、庁内の検討がまとまった時点で議会や村民の皆さんのご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（森 正仁 君）

4番 土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

ただ今の答弁であります。産業課長から地域経済の活性化で広報をしていくということがあります。地域経済の活性化は、創業される皆さんだけではなくて、現に事業を進められている産業関係の皆さん、農業・商業・工業・観光業すべてであります。木島平はどちらかと言いますと市場に出していく部分があります。観光に関わる部分も非常にあります。この辺についてもどう支援すべきなのか、これから議論をしなければいけないのでありますが、もしお考えがあればお願いをしたいと思います。

また、外国語表記の関係であります。今ご答弁いただいたのは、施設内の話でありまして、現状を見てみますと、欧米系の皆さんは遠くへ移動されている方が顕著に見られるような気がしています。この辺についても、道路案内等はどうかよろしくをお願いをしたいと思います。

公共施設等については、個別の施設計画等が今後の課題になってこようかと思いますが、先ほど申し上げましたように、役場庁舎の建設という大きな事業ではなくても、財政調整基金を取り崩すような予算編成をせざるを得ない現状の中で、一刻も早く経常的な管理費等を減らすという意味では早めに進めていただくことが肝要かと思っております。そんなことで、例えば、多くの村民の皆さんがご利用される施設については難しいわけではありますが、専属的に利用されているような施設については、施設利用の皆さんへの払い下げ等も含めて、ぜひご検討をいただきたいと思っております。答弁の中にもそのようなことがありましたが、ぜひ、積極的に進めていただきたいと思っております。この辺についてのご見解もよろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

最初にありました村全体の産業の支援ということですが、行政でできる部分は限られてくるかなと思っております。特に観光面で考えた時に、行政面でできるのは条件整備でありまして、実際の経営について村が具体的に支援するというのは無理ではないかと思っております。

ただ、今年予算でも計上いたしました。建築関係の皆さんもこの中に多いということで、リフォーム補助金等を計上しております。

そのほか、中山間、それから多面的機能等の取り組み等を支援する中で、村民の皆さんが各自でその事業を取り込んで条件整備をしていく、それらについてはこれからも支援をしていき

たいと考えております。

それからまた、道路標示等の外国語表記であります。これについては、できる部分とできない部分があると考えております。基本的には英語表記されている部分が多いわけですが、どこまで外国語表記で案内をするかというのは、日本語の案内表示との関連も出てくると思います。むやみに看板を増やすことが良いのかどうか、その辺も合せて検討していきたいと思っております。

公共施設につきましては、先ほど説明いたしました。議員がおっしゃる通りだと思っております。いずれにしても、将来的に懸念される維持管理費等については、できるだけ経費を削減していく、そのためには売却等も含めた検討をさらに進めていきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

4番 土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

続いて、2点目の「農福連携施策」という部分であります。

第16期の議会議員、それぞれ学ぶ議員を目指しまして、同僚各議員それから村のご理解のもとに、全体の研修、また個別に研修する費用を公費からいただいております。公費をいただく以上、村の振興に役立てていかななくてはならないというような使命のもとであります。

今般、滋賀県で行われました研修に参加をさせていただいて、「農福連携」という施策の進め方について学んでまいりました。

「農福連携」というのが農林水産省と厚生労働省の考え方で、国の中で動いてきているものですが、農林サイドでは農業者の人手不足を何とか賄えないかというような考え方。厚生労働省の考え方では、就業支援をどう進めるか。1カ月1万円足らずの就業訓練施設の配分をもっと増やせないかというような考え方で、言わば障がい者の施設が農業分野に参入をしてくる、また、大規模園芸農家が人手不足を障がいの皆さんにご参加をいただいて、人手不足を補うというようなものの考え方です。ただ、障がい者施設が養鶏等も含めて農業分野に参入してきたというのは、農業が人間的なスピードと言いますか、仕事として一番馴染みやすいということもあるのではないかとされています。

多くの福祉施設で行われてきたわけですが、長野県の平均余命が長いというのも、高齢者の皆さんの就業比率が高いというような検証もあるわけがあります。

遊休荒廃地が増えてきてしまって、村の根幹である農業が廃れてしまうというような不安があるわけですが、今、木島平の農業を担っていただいている大先輩の皆さんが、今後も担っていただかなければならないという意味合いで考えますと、木島平村そのものが「農福連携」で動いていくということが必要なのではないかなと若干考えたわけがあります。

施政方針の中にもあった、都市部については、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、生活弱者、また子どもたちの不登校を引き込むと大きな人的な課題があり、福祉政策の行き詰りを感じている現状であります。翻って、農村地帯木島平を考えた時に、元気な高齢の皆さんが地域農業の底辺を支えていただいております。先ほど申し上げましたように、まるごと「農福連携」のモデルケースではないかなというようなことを感じるわけがあります。

今まで、国のいろんな施策のもとで、多くの自治体が動いてきたわけがあります。それは、例えば、高齢者と障がい者を区分けする、若者を区分けする、全ていろいろと区分けをしながら国の施策は進んできていますし、今、障がいをお持ちの高齢者の皆さんが介護保険へなかなか移行ができないという現実もあります。これについては、介護保険法は65歳過ぎたら、寝

たきりの皆さんについては身体障がい、知的障がいの皆さんについては認知というように区分をしているわけではありますが、問題としてそこに馴染んでいないというのが現実でありますし、逆に言いますと村民であれば、そこで分けをする必要があるのかどうか。村民福祉を増進させるという意味では、この「農福連携」というのは、大きな希望が持てるような施策ではないかなということを感じたわけであります。

当然、村には国からの通達等も既に来ている話ですから十分ご承知の中で、この辺についてどう対応されていくのかどうか。この辺をつなぐコーディネーターは、専門職でなくて良いと思っています。今ご活躍をいただいている福祉の皆さんもコーディネーターになり得るのではないかなと考えるわけであります。この辺の確保についてはいかがでしょうか。

また、利害関係と言いますか、昔からの隣近所があまりうまくいっていないというのもこの地域の常であります。この辺については、しがらみのない福祉に精通した協力隊等の採用はいかがなものでありましょうか。

また、この進め方によっては、空き家対策、集落の中の荒廃地対策、また季節によって直売所に農産物が不足するというような、せつかくの遠来のお客さんが地元の農産物が買えないというようなこともままあるわけではありますが、この辺についてもつながっていくのではないかなという期待をするわけであります。この辺についても早急に進めていく必要はないのかどうか、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、土屋議員の「農福連携施策についてどう考えるか」ということでありますが、基本的な考え方について私の方からお答えをさせていただきます。

先ほどの議員のご質問のとおり、国の方では超高齢化社会を迎える中で、元気な高齢者の活躍の場はもちろん、認知症などで介護を要する高齢者の生きがい等の場として、農業と福祉の連携について関心が高まっているという状況であります。

この農福連携事業については、先ほども話がありましたが、2通りあると考えます。一つは、福祉事業を行っているその実施者が農地などを借りて、利用者が農業を通して社会復帰、それからまた症状の改善を目指すもの、もう一方は、農家や農業生産法人が雇用するというものがあります。

村では、平成26年3月に作成しました「農村環境を活かした介護の在り方調査研究事業報告書」にもありますが、木島平村に住む人々が地域の暮らしに誇りを持ち、真の豊かさや生きがいを感じながら生活ができるような活動を進めていくということで、社会福祉協議会、それから下高井農林高校と連携をしまして、農林高校の生徒の皆さんが高齢者と一緒に社協デイサービスセンターで園芸福祉活動として野菜栽培交流を行ってきた経過があります。

その中で昨年度は、生徒と高齢者の皆さんで250㎡ほどの耕作放棄地を使って大豆の栽培を始めました。今年度は更に栽培面積を400㎡に拡大しまして、また、栽培した大豆を使った加工品の商品化を試みており、高齢者の生きがいと健康づくりの一つとして、モデル的な取り組みにしていきたいと考えているところであります。

高齢者の活動について、野菜作りや花づくりを推奨することはもちろんであります。高齢者が持つ豊かな経験と知恵、そして地域が持つ助け合いを見直しながら、木島平村の農村という環境を活かした福祉、健康づくり活動につなげていきたいと、そしてまた若い世代にも農村

環境が持つ利点を活用していただくことが大切だと考えております。

ご質問の中にありました都市での福祉施策の行き詰まりの受け皿ということ言えば、闇雲に受け入れをするということは当然無理だと思います。ただし、例えば、姉妹都市である調布市などの福祉関係の事業所で希望があれば、双方にメリットがある形で、農地の貸し出しや農業指導者の確保を支援する、そういうことは可能と考えております。

コーディネーター以下、具体的なお質問の内容については、担当課長がお答えします。

議長（森 正仁 君）

土屋産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「土屋博昭 君」登壇）

産業課長（土屋博昭 君）

それでは、ただ今の土屋議員のご質問に対して村長に補足してお答えしたいと思います。

ご質問のコーディネーターの確保についてでございますが、農家にとりましては遊休農地対策、それから人手確保などが必要となっております。また、高齢者にとっては、今までの経験を活かし、できるだけ働きたいという希望、また、健康づくりや生きがいづくりとしての農業の活用が期待されているところでございます。

農家側におきましてはどのような作業が、高齢者あるいは障がい者の皆さんに依頼できるのかなどの不安があると思いますし、働く側にもどのような農作業ができるのかなどといった課題があると思います。双方にどれだけの需要があるか、農家の要求条件とのすり合わせの課題もありますので、今ありますシルバー人材センター、あるいは障がい者就労支援コーディネーターの皆さん、専門的なコーディネーターではなくてもというお話もございましたが、マッチングの可能性も含めて考えていきたいと思っております。

また、しがらみのない協力隊の採用はどうかというご質問でございます。農業と連携した雇用創出に向けたサポートが考えられますが、協力隊としては他の業務との兼ね合いの中で関連しての活動が想定されるのではないかと思います。例えば、移住定住あるいは福祉農園の立ち上げなどに結びつくことも想定をされるところでございます。

平30年度予算の中では、調布市民の皆さんを念頭に置いた地域おこし協力隊員を予算化しております。これは、調布市、木島平双方の実情を理解したうえで、市村の橋渡しをしていたと考えているものです。その協力隊員が、コーディネーターの役割を果たすこともできると考えます。

また、空き家対策、小規模荒廃地対策、また直売所農産物の増加につながると思うが早急に進める必要はないかというご質問ですが、それぞれ現在村の課題となっている大事な部分でございます。

新たな農業の担い手として福祉分野から農業への新たな参入ができれば、遊休農地の活用等が期待されます。一方、福祉側にとりましても働く側にとっては、どの程度の農作業ができるかなどの課題もありますので、農業と福祉、双方の課題を解決しながら、双方に利益をもたらすように取り組むことが必要と考えております。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時でお願いします。

（休憩 午後12時03分）

(再開 午後 1時00分)

議長（森 正仁 君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

先ほどのご答弁で足りるわけでありますが、前段申し上げましたように、国がそれぞれ定める制度等もありますけれども、村は障がいの有無、また老若男女それぞれ全て村民というくくりの中で、地域で生計を立てているわけでありまして。そういう意味合いでは、よく言われる地域福祉の増進と言いますか、向上と言いますか、大きな広い意味での地域福祉という部分では、この農福連携全てを包含した中で、地域振興それから村民の幸せにつながっていくのではないかなというような展望が見えるような気がしています。この辺の研究等について進めていける可能性があるかどうか、村長のご答弁をお願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

前段にも話がありましたが、木島平村は農業、そしてまた観光もあります。農業をしながらその中で自分の健康増進を図っている、そういう皆さんが多いという意味では、既に個々の農家の皆さんが農業を通して農福連携をそれぞれやっている状況と言えらると思います。ただ、これから、そういう皆さんもリタイヤしてくる中で、これまで農業をしたことがない、あまり経験がないという方が高齢農家の伝統を受け継ぐとかその技術を受け継ぐ、そういうことは大変重要だと考えております。

そんな面で、福祉に限らず、それらも絡めた中で村の農業、そしてまた農業と福祉を一体的に考えていく必要があると考えております。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

(「はい。」の声あり)

4番 土屋喜久夫 議員

それでは、最後の質問であります。

以前にも何度か申し上げてきていますが、村民の自主的な盛り上がりの中で伝統的に行われた「全村健康管理検診運動」が昭和30年代から始まっています。その中核を担ったのが衛生自治連合会であります。

その後、国も国民の健康を担うのは国民の責務である、また高齢者医療等医療費も非常に高騰してきている、そのような将来不安を持ちながら「老人保健法」で、お年寄りの皆さんの保険を別に分けて検診体制を整えるというような流れ。また、介護の社会化と言いますか、超高齢社会になった時に、体の部分や知的の部分で若干障がいの出てくるお年寄りの皆さん等を含めながら、「介護保険法」という法律で介護の社会化を目指してきた国の流れであります。

ただ、ひとつひとつの施策と言いますか、細かな区分をしていきますと、同じ村民でありながら、介護保険、老人保健、健康保険、厚生健康保険というような区分けの中で、それぞれ対応されているわけであります。

最終的には、村民が生まれたところから最後までお世話をしなければならない、これは自治体の使命でもありますし、宿命でもあります。

この頃感じるのですが、ふう太ネットを通じながらお悔やみのお知らせがあります。「えっ」と思われるような訃報がこの頃多いような気がしています。

長野県は、平均余命が伸びているというような流れの中で、惜しい年齢というのが特段あるわけではありませんけれども、家庭でもまだまだ大事だろうし、地域でも大事な命が病魔に蝕まれるということについては、大変残念なことであります。

先ほど申し上げましたように、それぞれいろんな医療保険制度の中で手当てをされているわけでありますが、その制度のもとで検診も当然受けられていますし、医療も受けられているわけでありますが、そんな状況を耳にした時に村民として何か対応できる方法がないだろうかという心配をするわけであります。

国民健康保険につきましては、それぞれがドックにかかれた結果を添えて補助金申請をするということで、村が積極的にその結果を把握しようというような、また、その結果の把握のもとに次の指導につなげていくというようなことがあるのだらうと思っています。

そういう意味で、全村健康管理検診運動等の盛り上げを考えた時に、そんなことが今後できないのかどうか。残念な結果になったこの検証が必要ではないかな、そんなことを考えるわけであります。この辺の検証と村がどのような対応ができるのかどうか、よろしく願いをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、土屋議員の「全村健康管理の必要性は」というご質問であります。最初に議員が申されました保健衛生自治連合会の役割については本当に大きかったと思います。年配の方はご存知かと思いますが、それぞれの地区で集団検診を行う際に衛生自治連合会の皆さんが会場の準備から、呼びかけから、中心的な役割を果たしてこられたということについては、大変大きな成果だったと思います。それと併せて、また食生活改善運動など、そういうものが結果的に長野県健康寿命の伸びに良い影響を及ぼしてきたと考えます。

村の平均寿命とか、そういう話もありましたが、若干お話をさせていただきますと、実際細かな平均寿命それから健康寿命につきましては、5年ごとの国勢調査で数値が発表されます。直近の平成27年についてはまだ発表されておられませんのでわかりませんが、その前の段階では平均寿命については男女ともほぼ県平均並みであります。当然、全国平均よりも上ということでもあります。そしてまた、健康寿命については、県平均よりも上という状況であります。そんなことも村民の皆さんのそれぞれの努力の成果かと思えます。

先ほどありました村の平均寿命が短くなっているかどうかはちょっと定かではありませんが、保健衛生自治会が解散してもその役割を引き継ぐ組織は残っているわけであります。解散したからと言って、その結果すぐに平均寿命が短くなるということは考えられないなと思います。ただしかし、健康管理というのは元気なうちからというのが一番大事なことだと思います。そんなことで村でも一層推進を図ってまいります。村民の皆様にもぜひ自分の健康は、まず自分

でということをしっかり自覚していただきたいと願っております。

それからまた、各種健康保険の話も出てまいりました。平成30年度から国民健康保険については県が保険者ということで一体化されます。ただ、残念ながら現時点でもまだ健康保険組合の情報交換ができていないということで、村では国民健康保険の結果しか情報が得られない、他の健康保険からの情報がまだ共有できないということで、この辺についてはまた引き続き国等にも情報共有ができ、一体的な健康管理が推進できるように要望していきたいと考えております。

具体的な内容については、民生課長から申し上げます。

議長（森 正仁 君）

武田民生課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（民生課長「武田彰一 君」登壇）

民生課長（武田彰一 君）

村長答弁に補足をしまして、土屋議員の質問にお答えをします。

議員の質問にありますように、昭和30年代後半に国保会計の支出が増大したということで、保健衛生自治会を村で組織をして、全村民がそういう状況を打破していこうという運動の中で生まれ取組みをしてきました。その結果として村民全員が検診を受けて、自分自身の健康状態を知り、また、必要に応じては治療を受ける。その繰り返しの中で長年の取組みが国民健康保険の医療費を減少させる効果が出ました。また、その間には、生活習慣や食生活そのものも変わってきていることから食生活改善推進グループの活動も住民活動の中に定着するようになりました。

保健衛生自治連合会が解散したとは言いましても、昨年からは各地区の保健補導員の皆さんが、全村民が検診を受けるようという合言葉の中で、検診の取りまとめをしております。この検診を受けられた方については、その結果によって必要な方には事後の相談や指導を行ってはいませんが、ご自身の加入健康保険で検診を受診している方がどのような健康状態にあるかについては、正直のところ把握できていないのが現状であります。また、社会保険に加入している方が現役を引退して、国民健康保険に加入をしてきている、その時に既に大きな病気にかかっているということを目の当たりに受けている状況を報告されています。

村は、30年度からの第2期保険事業実施計画、データヘルス計画でありますけれども、それを作成しました。第1期の実施内容を検証するのはもちろんですけれども、特に重症化が大きな病気につながるものについて、その予防を重点的に取り組もうということにしております。

6月の土屋議員の「村長の責任において健康経営を考えるべきだ」という質問に対して答弁をしたものでありますけれども、引き続き全村に健診管理の必要性を十分に認識しながら、全村民に受診を呼びかけて、自らの健康状態を知り、自分の病気の早期発見と必要な早期の治療ができるような体制づくりができるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

土屋喜久夫 君。

（「はい。」の声あり）

4番 土屋喜久夫 議員

ご答弁いただきました内容についてであります。それぞれ自主的な組織の重要性というのは同じ認識をいただいているようであります。ただ、高齢化地域が進む中で、ただ年を取るだ

けではなくて、お一人暮らしの世帯もだんだん増えてきています。そんな中で地域コミュニティがしっかり確立していくというのが難しい状況になりつつある中で、今、現実にご活躍いただいている組織もあります。役員さんだけではという部分もあるでしょう。職員が対応するというのも考えられるわけですが、限られた職員の中で行政が行えることというのは、限定されてきてしまっているのではないかな。医療保険の関係もいろいろと多様化と言いますか、いろんな保険に加入され、ニーズも多様化している中で、いかにこの地域コミュニティを相互の助け合い、互助をどう確立できるのかどうか、そんなことも考えていかなければならないと思っているわけであり。直接のこの健康づくりという意味合いではありませんけれども、地域づくりという意味で地域担当職員を決めながら、集落振興、それから地域コミュニティの維持のためにご努力いただいているわけであり。この辺について、健康管理から離れていると言われれば質問しづらいわけですが、この辺も含めてどのような関わりが可能なのか、それともそこまで手が回らないのか、ご回答をお願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

議員も申されるとおり、行政ができる部分については限界があるのだらうと思います。やはり、地域の中での助け合い、そしてまた声のかけ合い等が一番大事なものになってくるのだらうと思います。

そしてまた、健康については医師や民生課だけではなくて、さっきも出てまいりましたが農業であったり教育であったり、いろんなものが関係してくる相乗効果として健康づくりができるのだらうと思います。

先ほど検診を受けてその後の指導という話も課長の方からいたしました。検診を受けた皆さんがその検診結果をもらって、自分はどういう心配があるのか、現に病気があるのか、ご本人は承知しているのだらうと思います。それを特定健診につなげていくということも当然必要でありますし、まずは検診を受けた結果をしっかりとそれぞれの皆さんが自覚していただくということも大事かなと思います。このぐらいなら自分は大丈夫だらうということが、1年、2年のうちに重篤化していくということもあります。特定健診も併せて推進しながら、受けた検診結果についてはしっかりと、先ほども申し上げましたが、「自分の健康は自分で守る」というのが基本であります。一番自覚をしているわけでありますので、そんなことも声掛けをしていきたいと考えております。

そのための組織という話は具体的に考えておりませんが、いずれにしてもその点を中心に村の健康管理の推進を図っていきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

以上で、土屋喜久夫 君の質問は終わります。

（終了 午後 1時21分）

議長（森 正仁 君）

5番 勝山 正 君。

（「はい、議長。5番。」の声あり）
（5番 勝山 正 議員 登壇）

5番 勝山 正 議員

それでは、発言を許されましたので通告に基づきまして2点についてご質問申し上げたいと思います。

最初に「空き家対策について」でございます。

村内の空き家は、年々増えている状況であります。

「空き家を有効に活用して、移住定住の促進、若者の定住につなげていきたい」と村長は答弁をされております。

また、先般発刊されました全国誌でありますけれど、雑誌の中で「住みたい田舎」ベストランキングが発表され、人口5,000人以下の自治体の中から本村が第1位に選ばれました。選定基準につきましては、別にしておいてですが、「県内有数の豪雪地帯であり、美しく移り変わる四季の風景や、おいしいコメ、野菜が魅力」とされてあります。また、「空き家活用等補助・若者定住家賃補助制度、また最大100万円を助成する創業支援などを実施」と紹介されております。

また、同誌では、隣の飯山市において、若者世代が住みたい田舎第2位にも選ばれております。「若い世代の移住・定住を手厚くサポートしている」と聞いております。

木島平村の魅力に惹かれ、移り住みたいという希望者が多くいると聞いてもおります。

この中で、最近移住された方に「なぜ当村を選ばれたのか」と話を伺う機会がありました。40年以上勤めた会社を退職、これを機会に田舎で暮らしたいとの思いで、ご夫婦で県内外の多くの地域を回り探されたそうであります。当村に足を運び説明を受けたところ、今まで各地域での担当者から説明を受けたのですが、「考えさせられることが多かった」と聞きました。来村され説明を受けた時、体験の家も紹介されましたが、職員の対応が非常に良く、そこを利用することなく即移住を決めたということでありました。特に、奥さんが対応した職員についてすごく気に入られたということでありました。本当に喜ばしいことだと思っております。

現在は、賃貸契約の住宅に住んでおられます。将来的には定住したいという考えを持っておられるとのことでした。

村の補助や支援だけでなく、担当者の対応や地域住民との交流支援も移住定住の後押しになると思います。事務的になることではなく、親身になって応じることの大切さを感じました。

そこで、次の点についてお伺いします。

1点目としまして、現在の移住定住の状況はどのようになっているのか。

2点目として、移住定住希望者及び移住定住された方へのサポートやアドバイスはどのようにされているのか。

3点目として、空き家バンクの登録状況はどのようになっているのか。

4点目として、地区外に転居され、地区内に空き家を所有されている方への空き家バンクの周知はどのようにされているのか。

5点目として、他市町村では数が足りないくらい空き家についての引き合いが多いと聞いております。商業施設でありますペンション等の取得希望者はいるのかどうか。

6点目として、移住体験住宅を利用された方で、移住定住を希望される方は何人ぐらいいらっしゃるのか。

7点目として、移住体験住宅を利用され、移住を希望されている方は、どのような条件を求めているのか。例えば、家庭菜園付きだとか、そういうのがあるのかどうか。

8点目として、強制的に解体が必要な家屋があるのか。あるとすればその家屋はどのような現況であるのか。

8点について、答弁をお願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、勝山議員の「空き家対策について」ということではありますが、主には移住定住についての施策の具体的な内容でありますので、担当室長から答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

それでは、勝山議員から「空き家対策について」、主に8点のご質問を頂戴いたしましたのでお答え申し上げます。

まず、1点目、「現在の移住定住の状況は」ということでございますけれども、平成29年、若者住宅へ2軒、空き家バンクで2軒・農業研修で1軒の計5軒の皆さんが村へ移住をされております。その他に、空き家等活用補助金を活用し、2軒の方が空き家を購入され定住に至っております。これが現在の状況であります。

2点目、「移住・定住希望者及び移住・定住された方へのサポート」の関係のお話でした。

空き家バンクで移住された方については、担当職員で定期的に声かけをおこなっていくようにしております。それと同時に、近々にも移住された方を主体に交流会を開催して、横のネットワークづくりを行っていく予定であります。

3点目、「空き家バンクの登録状況」についてであります。

バンク開始以降、売却希望の登録は、21軒ございます。売却完了等もあり現在の登録は、9軒となっております。購入希望の登録者については、49名の皆さんが現在登録をいただいておりますという状況でございます。

4点目、「地区外に移住され、地区内に空き家を所有されている方への空き家バンクの周知の方法について」でございます。

広報等で定期的に周知を図ると共に、過去には納税通知書に周知用のチラシを同封した経過もございます。平成28年度には区長さん等々にご協力をいただきながら、空き家の調査も実施をしており、順次、担当職員により所有者に声かけを行っているという状況でございます。

5点目、「他市町村では、数が足りないくらい引き合いが多いと聞くペンション等商業施設の取得の希望者はいるか」というご質問でございます。

当村の場合は、商業施設の問い合わせも若干ありますけれども、大多数は個人用の住宅の問い合わせとなっております。

6点目、「移住体験住宅を利用された方で、移住・定住を希望される方は何人くらいいらっしゃるか」というご質問であります。

体験住宅利用の申込者は空き家バンクの利用を登録していただいております。バンクへの新規登録情報などメールで配信をしているという状況であります。その中でもすぐに積極的に行動を起こされる方というのは概ね2割ぐらいで、その他は、将来的に検討したいという状況でございます。

7点目、「移住体験住宅を利用され、移住を希望されている方は、どのような条件を求めているか」というご質問でございます。

るか」というご質問でありました。

全体的な傾向としては、景色の良いところにある住宅を望まれております。その上で建築年数の浅いリフォーム経費のさほどかからない住宅が好まれているという傾向でございます。

中には、古くてもタダ同然の額で購入でき、自分でリフォームをしたいという希望の方と、隣の家との距離が離れている住宅を希望される場合もございます。

最後の8点目でございます。「村内で強制的に解体が必要な家屋があるのか、その家屋の状況について」でございます。

住宅はあくまでも個人の財産でありますので、強制的解体ということは馴染みません。危険のある空き家として把握してある空き家については、対応を検討したり、管理者に対応するよう通知等をしてしている状況でございます。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

5番 勝山 正 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

今、8項目についていろいろと答弁をいただきました。その内、5点についてお願いしたいと思います。

移住定住された方で、各区に入られて地域での関わりはどのようなことをやっていらっしゃるのか。

それと、ネットワークづくりの予定になっていますが、これについては、具体策はあるのかどうか。

順次、所有者に声を掛けていくとのことですが、所有者の希望はどのようなことになっているのか。

また、ペンションは多少あるということですが、特に、近い自治体では、引き合いが強いと思っている軒数も少なくなってきたということでもあります。そこら辺について分かればもうちょっと詳しく教えていただきたい。

それと、5点目、移住定住の希望者の人数は何人であるのか。残りの8割の希望者の内容についてはどのようなものであるか答弁をお願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

5点のご質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の地域との関わりであります。これは先ほど申し上げましたとおり、今後早急に移住者のネットワーク組織を立ち上げてまいります。今現在は、各地区に入られているという状況の把握をしているだけですから、このネットワーク組織の中で日ごろの生計を立てていらっしゃる上での悩み等々を細部までお聞きしながら、今後の対応に活かしてまいりたいと考えております。

それと、関連するネットワーク組織の構想についてでありますけれども、基本的には移住をされた方全員にお声掛けをさせていただくことが基本になりますし、今現在、移住定住推進協議会というものも村の中で組織しておりますので、そういったメンバーの皆さんにも関わっていただきながら進捗していきたいと考えております。

3点目、空き家の所有者の意向についてであります。この所有者については、いろいろなパターンがございます。この中には空き家の相続が全くないというような空き家もございますし、そういった相続が全くないという空き家については各地区の中でも非常に対応に苦慮されているという状況であります。所有者が確定しているものについては、逐次、係の方で詳細なデータなりお話を伺っている状況ではありますけれども、一番の問題は、空き家の所有者で相続人がいないというような空き家、これに対しては、現状では対応に苦慮しているという状況であります。

4点目、ペンション等商業施設の空き家希望をされている希望者についてでありますけれども、スキー場関係でペンションをやりたい、お客様商売をされたいというご意向のみこちらで伺っている状況でありますので、今後さらにそういった関連施設等々の情報も得ながら対応してまいりたいと考えております。

それと、5点目であります移住体験住宅を利用されている皆さんの関係で、2割程度が定住を希望されていると私どもで把握はしておりますけれども、残りの8割の皆さんにつきましても、それぞれアンケート調査を実施しながら状況を把握しておりますし、新たな情報等々が発生した場合、空き家・体験住宅利用者に対して、こちらの情報を逐次お流しするという対応を取らせていただいている状況であります。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

5番 勝山 正 議員

それでは、2点目の質問をお願いしたいと思います。

「村長の太鼓判について」ということであります。

村長の太鼓判につきましては、想定以上の収量を確保できたということでもありますけれども、インパクトが薄れてきているということでもあります。「実態を精査の上、戦略を検討されたい」との意見を出してありますが、この中で「新米キャンペーンの開催や電波媒体を活用とした宣伝を展開中」との回答でありました。

太鼓判をいつも購入されている地区内外の方から、表示についてご意見を頂戴しました。特に、1. 5kgの包装袋にすごく違和感があるということでありました。私もその話を聞きまして、現物を見させていただきました。印刷された袋が不足していたかどうかは分かりませんが、シールが貼られていまして、説明文も記載されていまして、内容は、本来印刷されたものとは多少違う気がします。「太鼓判」という名前の表示だけあればいいのか、本当に疑問に感じました。

また、米コンクールでの受賞効果等で木島平米の評価が高まっています。前段にもありましたが、「住みたい田舎」にも木島平米の魅力が紹介されているわけでもあります。シールでも印刷でも同じ内容のものにしていかなければならないと思いますけど、いかがなものなのか。また、今後の対策はどのようにされるのか、答弁をお願いしたいと思います。

また、ゴールドプレミアムライスAAA（トリプルエー）を受賞した木島平米のPRができたとのことではありますが、連続の入賞は素晴らしいことだと思っております。これにつきまし

ては、生産者の方々の日々の努力が生んだ賜物と感じます。

しかしながら、一方では何年か前に入賞した時の横断幕がいつまでも掲示されているという状況でありました。連続の入賞でありますので、掲示するのであれば新しいものにすべきではないでしょうか。観光で来村される方もいらっしゃるわけですので、連続入賞の木島平米をより多くの方に知ってもらうには、古いものを撤去すべきと考えます。それについて、どう考えていらっしゃるか答弁をお願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、勝山議員の「村長の太鼓判について」のご質問ですが、「村長の太鼓判」につきましては、言ってみれば村の看板商品として、村が中心となってPRをしているというものであります。その点で考えますと、現在の取り扱いの方法が良いのかどうか、これからまた検討をしていく必要があるのだろうと思っております。

ご質問にありましたシール、それからまた横断幕等、具体的なお質問でありますので、その部分については、担当室長から答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

それでは、勝山議員からの「村長の太鼓判について」の2点のご質問でございます。

1点目は、袋のシール等々の関係でございます。

「村長の太鼓判」1.5kgの米袋でございますけれども、今現在、主たる取り扱い事業者が必要数に応じて発注をしているという状況でございます。太鼓判の袋の素材については、和紙を基本とした8枚重ね構造となっております。これは既製品ではなく、発注があり次第、素材から作っていく作業が必要なものでございます。今回1.5kg袋の在庫が不足し、発注をかけたところ通常の納品時期の2倍程度の納期を要することになりました。概ね1ヶ月程度は類似米袋にシールを貼付して販売をいたしたという状況でございます。シールについても、法に抵触しない基本情報は網羅しているものの、本来のものそのものを表現することができず、言わば急場しのぎ的に対応をしたところでございます。なお、今現在は通常の米袋での販売をいたしております。

今後については、「村長の太鼓判」は、村の看板商品として村が中心となり宣伝することで、木島平米全体、更には村農産物の付加価値を上げていく看板商品でございます。その意味では、品質の確保を今後とも図りながら造成方法、販売者の選定等含め再度検討していく必要性を認識しております。

次に2点目でございます。

連続入賞等々に関わります横断幕等々の掲示物の関係でございます。

ご指摘のとおり、古い横断幕については、既に処分をいたしました。金賞連続受賞や、ゴールドプレミアムライスAAA認定など、木島平米にブランド価値を高める絶好な宣伝材料と認識しております、常に新しい情報の発信に努めてまいるところでございます。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

勝山 正 君。

（「はい。」の声あり）

5番 勝山 正 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

今、シールにつきましては、シール法に触れないということでありました。これにつきましては、シール法に触れなければ良いのか、疑問を持たれるような表示は避けるべきだと思います。現在、通常の包装袋で販売されているということでもありますけれど、この分については差し替えを行ったのか、商品が完売したのかどうか、そのことについて1点。

木島平米の評判を失墜させるような表現は、他の産業にも影響される昨今であります。これについての十分な取り組みは今後どのようにしていくのか再度答弁をお願いします。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

再質問にお答えさせていただきます。

まず、シール法ではなくて、表示に係る法でございます。そのシールの記載内容が法に抵触する内容ではないということで、先ほど答弁申し上げました。シール法という法律ではございません。

今現在は、「村長の太鼓判」1.5kgについては、常に受注があった段階で精米等々をしております。中には、今、道の駅のショップの方でも販売をいたしておりますが、ごくわずかな数量でございます。これまで、急場しのぎ的に使用した米袋については、既に使っていないという状況でありますので、ご理解をいただければと思います。

今後、先ほども申し上げましたとおり、太鼓判の製造方法、それと販売宣伝の方法等々含めて、全体的にブランド価値を上げるために、さらに村の関わりを高めていくという検討をしておりますので、その内容等々についても、また議員の方からもご理解やご意見を頂戴できればと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

以上で、勝山 正 君の質問は終わります。

（終了 午後1時46分）

議長（森 正仁 君）

2番 勝山 卓 君。

（「はい、議長。2番。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして3点の質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初の質問であります、「ファームス木島平の運営について」伺いたいと思います。

ファームス木島平の現指定管理者の第1期指定管理契約期間がこの3月末をもって満了するわけですが、第2期に向けて村では今後の目指すべき姿について、「道の駅ファームス木島平利活用検討委員会」を設置し、その報告をもとに農業の6次産業の拠点に新たな機能として、観光情報の発信拠点、産業連携戦略拠点を加え、指定管理者の募集要項、それから仕様書が示されたわけであります。

しかし、村長からはその目的たる拠点機能を達成できる適格者が見当たらないということで、本年4月以降に村直営で管理運営をし、その中で収益性のある施設については仕様書に基づいてテナントの募集を行う計画、方針を示されたわけであります。

施設の効果的な有効活用と、村民が期待する目指す姿を追求した施設に生まれ変わることを最優先課題として、1日も早く目指す施設となるよう、最大限の取り組みが行われるよう要望したいと思います。

そうした中で、本議会定例会に指定管理者による管理から村が直接管理へ、また、専属貸付施設、一般利用施設の利用料など改正とそれに伴う予算措置について、本件に関する議案「農の拠点施設設置条例の一部改正」、それから「平成30年度一般会計予算」が提出されているわけですが、ファームスの指定管理期限があと半月と迫る中でスムーズな管理体制の交代とファームス事業運営の継続、テナント募集を考えた時に、このタイミングの2案の提出は遅すぎるのではないかなと思うわけであります。前もって方針を決定されており、しかも指定管理期限が分かっている中で、もっと早い段階での条例改正なり債務負担行為、補正等をすべきであって、4月1日から開業ができる計画性と実行性、早い段階からの事業展開への取り組みが必要であったのではないかなと思うわけであります。

そこで、ファームス木島平の運営管理に関する議案の提出がなぜ今回の定例会になったのか伺いたいと思います。併せて、今後の事業展開、計画であります、スケジュールについて伺いたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、勝山議員のファームス木島平の農の拠点についてのご質問にお答えします。

これまででも申し上げてまいりましたが、農の拠点施設につきましては、6次産業化の拠点だけでなく道の駅としての「休憩機能」の充実や「観光交流人口の拡大」、「観光情報の発信機能」、そしてまた「地域産業の連携機能」の創出が必要と考えております。そのために従前の事業展開だけでなく新たな利活用について、「道の駅利活用検討委員会」を設置しまして、慎重に時間をかけて議論をしてまいったわけであります。その内容については、先般ご報告を申し上げたとおりであります。

ただ、議員もご存知のとおり、かなり大きな施設であります。なおかつ、空調設備等がないということで、なかなか思うような活用というのは難しい話だろうと思います。

そういうことを考えますと、農の拠点施設の利用方法については、かなり厳しい制約がある中で検討せざるを得なかったということをご理解いただきたいと思います。

そんな中で、更にその大きな空間を利用して新たな機能、そしてまた用途を検討してまいりたいと考えております。

指定管理者を指定しますと、複数年契約した場合には、今後の活用検討についてもかなり制約されてしまうということもありますので、今回はこういう形で提案をさせていただいたというものであります。確かに、もう少し早くにとというのは理解できますが、かなり厳しい制約の中で検討してきていることについては、ご理解いただきたいと思います。

今回に至った経過につきましては、担当室長から答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）

（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

それでは、勝山議員のご質問に村長に付け加えてお答え申し上げます。

経過でございますけれども、農の拠点施設の新たな役割であります「観光情報の発信機能」、「地域産業の連携機能の創出」等を達成するために、今後の施設の運営の方向性について、9月から産業ネットワーク協議会を中心に「道の駅利活用会議」を7回開催してまいりました。10月下旬にはその検討内容を村長に答申いただき、それをもとに今後の道の駅の運営の方向性について11月から12月に取りまとめてをしてまいったという経過でございます。そして、これら新たな役割を担う指定管理者について、類似施設を運営する組織体等々からもご意見をいただく中で、例えば、信州いいやま観光局が、花の駅千曲を運営しているように、観光交流人口の拡大という部分については、観光情報の発信であれば、旅行業資格等々に担保された事業展開が必要になってきますし、産業連携という点では、村内各産業をしっかりと網羅した地域全体で活性化の仕組みを作り上げていく組織体が想定されました。

また、全体管理者が全ての収益施設を運営することのリスクが非常に高いということから、収益施設については、テナント方式にし、その負担経費等についても、これまでの実績値から詳細に積み上げて賃借料等の設定をしてきたところでございます。お客様をお迎えする施設ですのスムーズな切り替えが必要なことは十分認識はしておりますけれども、施設設置目的を拡充し、大きくイメージチェンジをすることが必要であるとの判断から、時間を掛けながら慎重に事業者の選定をしていくこととしております。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。先ほど賃借料等を今までの実績の中から細かく積み上げてやってきたというお話があったわけでありましたが、テナントの収益事業ということを考えれば、逆に使った使用料に対しての負担をいただければ良いのではないかなど。基本的には、試算を見させていただくと、水道・光熱費の総額をそれぞれ振り分けていると感じるわけでありまして。子メーター等がなかったということで大変だったと思いますが、その辺につ

いて今後どうされていくのかお聞きをしたいと思います。利用者間の不満、問題、また、指定管理者と利用者との関係等で発生する場面があるかと思っています。その辺についての考え方をお願いしたいと思います。

それから、テナント募集については、これから実施するということになるかと思いますが、いつからやられるのか。また、民営化でスタートした施設の今後の指定管理者の公募についてどうされていくのか。そのタイミングはいつになると考えておられるのかお願いしたいと思います。

それから、テナント募集で入居者が決まらなかった場合、その構想について考えがあるかお聞きしたいと思います。前段の質問の中で、村の関係団体と言われたように感じますが、再度お願いしたいと思います。

テナント賃借料が、平成30年度、10か月で計算されてありますが、その金額が462万7千円。31年は同じ経過で1年間稼働するとなると、そのテナント料は559万2千円になるということであります。新規事業でありますので、確実にテナントに入る入居者なり利用者確保していただきたいと思います。その辺について、どうお考えかお願いしたいと思います。

それから、農村木島平株式会社であります。この3月をもって指定管理自体が終了になるということであります。相手のこともあるわけでありすけども、計画では2か月間休業的なことになるかと思っています。その間について、農村木島平株式会社に2か月間の専属契約なり交渉なりしていくことがあるのか、その辺の考え方についてお聞きをしたいと思います。

それから、今の指定管理者なり、施設専属利用者については、話を聞けば、第1案は産業ネットワークなり、村の関係団体ということでありす。公募について村外者に対しても対象になるのかお願をしたいと思います。

以上です。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

最初の光熱水費についてであります。これは総額ではなくて道の駅というか非収益部分を除いて、収益部分に関わる部分について割り振っているということでありす。ただ、その数値が適正かどうかということは、先ほどありましたとおり個別のメーター等が付いてありませんので、利用していく中で調整をしていく必要があると思います。

それからまた、指定管理の形態であります。これについては、午前中の答弁でもお答えいたしました。全て一括で指定管理をするのか、その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。そんなことで、現時点ではなかなかその辺の方針は出せませんが、平成30年度の早い時期に、場合によると新たな用途についてご提案する場面もあるかと思っています。

それとまた、農村木島平につきましては、経営自体は民間会社でありますので、行政から云々ということは申し上げられませんが、業務は継続していきたいということで、当面、2か月間は、契約によって経営を継続していただくと考えております。

現時点で、村外からの指定管理者の募集ということは考えておりません。

テナントがない場合ということでもあります。これについては、前段申し上げてまいりました村に関わりのある組織で管理をしていく、そういうことも考えられると思っております。当然、全ての分野ではありません。分割をしてという形になると思いますが、そのようにご理解いただきたいと思っております。

議長（森 正仁 君）

会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は、午後 2 時 1 0 分でお願いいたします。

（休憩 午後 2 時 0 1 分）

（再開 午後 2 時 1 0 分）

議長（森 正仁 君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2 番 勝山 卓 議員

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。「農を基軸とした村の農業政策について」お聞きをしたいと思います。

農業を取り巻く環境は、環太平洋経済連携協定 T P P 1 1 や欧州連合 E U との経済連携協定 E P A など、国内農業への影響が現実のものとなってきたわけであります。

また、本年から国は米の生産数量目標の配分を廃止し、産地主導の生産調整へ移行し、米の政策一大転換期、改革の元年であるという年になったわけであります。米の直接支払交付金や種子法の廃止、卸売市場法改正などにより、持続可能な農業経営を行う上で不安が増している実情にあるわけであります。

こうした状況の中で、今求められているのは、行政が農業者の不安としっかり向き合い、生産現場の声に耳を傾け、抱える課題の明確化と共有で現実を見据え、客観的に分析をし、安心して再生産ができる政策が必要だと思えます。それについての見解をお願いしたいと思います。

また、農を基軸とした村の農業政策と、村にとっての課題についてお伺いしたいと思います。

次に、去る 2 月 2 6 日ではありますが、農人（ノービット）クラブの皆さんと議会とで懇談会を開催したわけであります。その中で出ました主要課題・要望がありますのでこれらについてお伺いしたいと思います。7 点ほどありますが、お願いしたいと思います。

1 つは、農業の手伝う人の雇用が不足をしているということで、雇用対策についてどうお考えであるかをお願いしたいと思います。

それから、平成 3 0 年から米の生産調整がなくなるわけでありますが、それに対する村の考え方についてお聞きをしたいと思えます。

3 点目ではありますが、村は有機の里として売り出しているわけですが、水稻に比べ畑作物の位置づけが不明確だと思われるということで、有機の里としての畑作物についての考えをお聞きしたいと思います。

それから、畑作にとってネックとなっているのは、区画が小さい事であって、畑作の圃場整備を行うための区画の大規模化が必要だと思われるということでありまして、それに対する考えをお願いしたいと思います。

5 点目ではありますが、荒廃地の畑地対策は、収量・収入が上がらないということで、そば栽培で良いのかということで質問がありました。

それから、獣害が平坦地まで及んでいるということで、電気柵の広域化が必要だと思うということで、取組みの考えがあるのならお願いをしたいということがありました。村の鳥獣害被害額がどのくらいあるのかをお願いしたいと思います。

7 点目ではありますが、和栗の村上の地区で、かつてジャージー牛の放牧の際に電柵が完全に撤去されていないということであります。それについての対応をどうされるのかをお願いをした

いと思います。

以上7点、お願いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、勝山議員の「農を基軸とした村の農業政策について」というご質問であります。先ほども話がありましたとおり、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあるということでありませぬ。農業者の高齢化や後継者問題、それからまた受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加などの課題が山積みという状況であります。

このような中で、木島平村の農村という環境、そしてまた資源を何とか活かしながら、所得の向上に向けて進めていく必要があると考えております。

農を基軸とした村づくりは、村の基幹産業である農業を中心に、農業の担い手の育成や新規就農者の確保、遊休農地の解消と活用や、米をはじめとする農作物のブランド化等が必要と考えておりますが、担い手農家、新規就農者の支援を行いながら、遊休農地対策としては、そばの栽培による振興を図っているところであります。

また、米以外の農作物の振興が今後大事になってくると考えております。従来からアスパラガス、ズッキーニ、キュウリなどを主力に産地化を図ってきたところでありますが、今後、その他の野菜、山菜のほか、収益性の高い果樹等を振興作物として普及センター、JA、農業関係者等連携しながら普及に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

農人クラブからありましたご質問等、具体的な内容につきましては、産業課長がお答えいたします。

議長（森 正仁 君）

土屋産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「土屋博昭 君」登壇）

産業課長（土屋博昭 君）

それでは、農人クラブの懇談会等で出た課題等についてということでご質問いただきましたが、私の方から答弁をさせていただければと思います。

最初、1点目の「農業の手伝いをしてもらう人が不足している」ということでございます。

これにつきましては、農業経営を将来に渡り継続して行っていくため、規模拡大と作業の効率化を図りながら、また、複合経営等も計画するというところで、年間通じて安定した雇用の確保ができる形が一番理想であり、また、困難な部分でございますが、そういった努力なり計画作り等を村としても支援をしていきたいと考えております。

2点目の「平成30年からの米の生産調整に対する村の考え方」ということでございます。

平成30年産以降、国による米の生産数量目標の配分が廃止されることになりましたが、長野県の農業再生協議会においては、30年以降引き続きまして需給に見合った主食用米の適正生産を進めるということになってございます。村につきましても、それを受けまして村農業再生協議会で県協議会の取り組み方針に基づきまして、主食用米の適正生産に向けた取組を継続して行っていくこととしております。そのため、そういった内容を各生産者の皆さんへ通知を

しているところでございます。

次に、3点目、「村は有機の里として売り出しているが、水稻に比べて畑作物の位置付けが不明確だと思われる。有機の里としての畑作物について」というご質問でございます。

畑作物の有機減農薬栽培につきましては、農林係が事務局を行っております「木島平ベジタクラブ」が窓口となりまして、「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の認定を受けて対応しているところでございます。現在は、きゅうりとアスパラガスで取り組まれております。

販売にあたっては、取扱い農家及び生産量の関係ですべて個人対応となっておりますが、畑作物は様々な作物がありますので、作物ごとに認証が必要となります。今後、希望の作物に合わせて相談に応じながら取り組んでまいりたいと考えております。

4点目でございます。「畑作にとってネックとなっている区画が小さいということ、畑地のほ場整備を行って区画の大規模化が必要ではないか」ということでございます。

ほ場の条件が良ければ効率的な生産体制が確立されますが、ほ場整備を行うにあたりましては、国の方の補助制度もございます。しかしながら、地権者の同意や費用負担の面で、その地域の合意形成がなければ進むことができません。また、補助の条件で、実施規模や担い手への集積率、収益性の面でも費用対効果の検証が必要となる場合があります。村の中で面積が大きい未整備地区としては、小見島がありますけども、これまでも何度かほ場整備に向けて協議を進めてまいりました。現在は、3回目の取り組みですが、同地区は地権者の半数以上が飯山市民であるということがございまして、飯山市との調整が必要となっている状況でございます。

5点目として、「荒廃畑地対策といたしまして、収量、収入が上がらないそば栽培について」ということでございます。

農家の高齢化等によりまして畑地利用が減少して、担い手の活用も少ないことから遊休農地が増えており、また、草刈り等の最低な管理もできない状況が荒廃化を招いてきております。一度荒れてしまってからでは優良農地への回復につきましては大変困難になりまして、費用をかけてまで復旧を行う農家もほとんどいないという状況であります。

農業振興公社では、集団的な優良農地を将来にわたって継承していくために、遊休化農地の再生、保全対策を行っております。

管理している農地につきましては、現時点ではそば栽培として30haを超える規模でありまして、今後さらに拡大することが懸念されておりますが、ただ単に草刈り等で管理していても、そこから出てくる経済的な効果はありませんので、農地を流動化するためには、経費をかけて、少なくとも毎年耕起を行う必要があります。そのため、現状最小限の労力で対応できるそば栽培で対応して、栽培する以上は高品質・高収量を目指してそば栽培の事業を進めているところでございます。また、そばを使った特産化に向けた事業推進も行っているところでございます。

なお、農業振興公社は農業生産を主目的にした農業生産法人ではありません。荒廃農地、荒廃が懸念される農地を適正に管理し、農家が利用したいときにスムーズに流動化することを主な目的としております。実際に、平成28年度にそばを作付けし、平成29年度に新規に農家へ貸し付けた畑は、約1.95haでございます。また、平成29年度にそばを作付けして平成30年度新たに貸し付けを予定している農地は現時点で約80aでございます。相手方は主に新規就農者や畑作での規模拡大を目指す農家でありまして、農業振興公社本来の目的に沿ったものと考えているところであります。

次に、6点目でございます。「獣害が平地まで及んでいるということで、電気柵の広域化が必要ではないか」ということでございます。また、「有害鳥獣の被害額はどのくらいか」というご質問でございます。

有害鳥獣対策の電気柵の広域化につきましては、これまでも推進をしてきているところでございます。

現在の状況につきましては、部谷沢から平沢までの7, 160mは、平成30年度に上千石地区で1, 000mを実施し完了という状況でございます。その他、広域的に実施している地区としては、八丁原3, 015m、池の平3, 000m、柳久保の1, 490m、馬曲の1, 700m、内山が2工区合せて3, 300mという状況になっております。

広域化にあたっては複数の管理者間での調整が必要となります。残りの地域についても設置が可能であり、維持管理の条件が整えば推進していきたいと考えております。

各個人での電柵設置についても、村でも補助制度はありますが、団体で効率よく管理できる場合には、広域化に向けて対応しているところでございます。

また、ここ3年間の有害鳥獣の被害額でございますが、これにつきましては、被害の報告を受けて把握した部分のみの金額になります。平成27年が267万円、平成28年が93万6千円、平成29年が69万3千円となっております。

続きまして、7点目でございます。「和栗のかつてのジャージー牛を放牧していたところの電柵が完全に撤去されていない。対応はどのようにされるか」ということでございますが、これにつきましては和栗の放牧跡地対策ということで、地権者と協議して対応してきております。平成30年度で全て完了する予定でございます。

申し出のあった案件につきましては、29年度に支障木の除去及び牧柵等の撤去を行っておりますが、これにつきましては、地権者の方に改めて確認して対応をしまいたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思いますが、まず、米政策の関係であります。生産調整がらみということですが、生産者の不安は、生産調整の見直しによる米価の下落だとか米主体に対して将来の危機感を持っていると思うわけでありまして。そうした中で、米の直接支払交付金がなくなったということで、実質、農家の手取りが減少したわけでありまして。そういった中で、この生産調整が実施されているのかという疑問を持たれるということでありまして。この直接支払交付金の額が、昨年、この村に総額いくら入ったのかをお願いしたいと思います。

また、ペナルティ的なことがないということもあって、正直者がバカを見るということにならないように、村としてしっかりとこの生産調整について進めていただきたいと思っておるわけでありまして。

それから、その放牧の電柵の撤去の関係であります。村が事業主体であって、その事業の実態を周知しているはずであります。なぜこういった事象が起こるのか疑問に思うわけでありまして。その辺のチェックをお願いしたいと思います。その原因等についてお願いをしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

土屋産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「土屋博昭 君」登壇）

産業課長（土屋博昭 君）

それでは、勝山議員の生産調整の関係の再質問にお答えしたいと思います。

生産調整は、30年度から国の生産数量目標の提示がなくなるということでございます。それに併せて、直接支払交付金、これは生産調整を達成された食用米の米農家に1反歩あたり7,500円を交付するという制度でございますが、これについては30年度からなくなるということでございます。ちなみに、29年度の村全体でのこの関係の交付金の金額ですが、1,692万750円という金額になっております。ただし、こちらの直接支払交付金はなくなりますが、それ以外の水田活用の直接支払交付金等は継続して実施されます。その分もございまして、今後そういうものも交付金として継続するというところをご確認いただきたいと思いますし、いずれにしても米の需給バランスが全国的に課題とはなっておりますが、こちらの方を継続的に実施していくことで安定した米価が保たれるという部分につきまして、長野県の再生協議会もそうですが、村としてもこれまで同様に取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それから、和栗の放牧の際の電柵の関係でございまして、これにつきましては、電柵の撤去等につきまして、若干、村と地権者の間でいろいろとやり取りがございましたが、29年度で大方ご理解をいただいたということでございます。一部30年度に実施する部分もございまして、若干その対応が遅れたということにつきましては地権者等にお詫び、またはご理解をいただきたいと思いますということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

それでは、再々質問ということでお願ひしたいと思います。

直接支払交付金が1,700万円弱ということでありまして、この金額が農家の収入源の形になるかと思っております。そういった中で、農業振興に対して村の方からしっかりと生産振興について指導をお願いしたいと思います。

先ほど言いましたように、農業の先行きが非常に不透明の中であって、今、村がすることは第6次総合振興計画を着実に実行してその目標を実現していくことだと思っております。併せて、前段申し上げたわけでありまして、農業者の不安としっかりと向き合っていける村、いく村であってほしいものだと感じるわけでありまして、村長のお考えをお聞きかせいただきたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、再々質問にお答えいたします。

議員も新聞等でご覧になったと思いますが、国による生産調整が終了したということでそれぞれ都道府県ごとに対応していくということでありまして、確か新聞報道では県単位で取り組まないというところは6道県だと思っております。これまで同様に取り組む地域が多いということで、国とすれば需給調整は可能ではないかと判断をしているということでありまして、ただ、それは計画の段階でありまして、実際に農家がどれだけ作付けするか、達成できるかというのはまだまだ心配な部分があるわけでありまして、やはり米については生産者自身が自分の米の価格を適

正に維持していく、そういう仕組みであります。ですから、先ほどもありましたが、正直者がバカを見るということはあってはならないというのは当然でありますし、直接支払の交付金がなくなったこと、それを新たな措置を村として取れるかという、それは難しい話だと思いません。米を作った農家だけ交付金ということになりますと、これまで積極的に生産調整に取り組んできて、稲作をやめて畑作にした、そういう農家も多いわけであります。ですから、村全体の農業経営という面で考えた時には、米だけではなく、先ほども話がありましたが、いろんな形での農家経営の支援が必要だと思います。ただし、これについても個別の支援というのはなかなか難しいだろうと思います。村としてできるのは条件整備でありまして、経営そのものを支援していくというのはなかなか難しいということをご理解いただけたらと思います。その環境の整備、そしてまた村全体で取り組んでいけるものについては、村が中心となって取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

続きまして最後の質問となりますが、「公共施設のトイレの洋式化」についてお願いしたいと思ひます。

生活様式の変化から、家庭や事務所のトイレの大半が洋式化へ移行しているという中であります。国からも指導がされているようではありますが、当小学校・中学校でもトイレの改修工事が継続的に進められているところであります。

学校以外の公共施設について、利用する頻度の高い人、それから高齢の人等、トイレの方式・状況についてどのように感じているのかなと思ひます。

洋式トイレの急速な普及に伴って公共施設のトイレのあり方を考える時期がきているのかなと思ひているわけであります。

特に、高齢化社会において、この洋式化が課題であると思ひます。

村につきましても、大型事業が控えている中で、各施設のトイレの洋式化についてはなかなか進まないといった状況にあるかと思ひます。ある程度の和式の数を残しながら、洋式トイレへの改修を進めるべきだと思ひますし、また、災害避難所や特に要望のある施設から、利用率だとか利用者の内容を鑑みながら、順次準備を進めていく必要があるのではないかなと思ひます。見解をお願いしたいと思ひます。

また、公共施設のトイレの洋式化率についてどのぐらいあるのかお聞きをしたいと思ひます。以上です。

議長（森 正仁 君）

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

それでは、「公共施設のトイレの洋式化について」ということであります。

先ほどの話のとおり、近年の生活様式の変化、そしてまたインバウンドへの対応もありまして、公共施設においてもトイレの洋式化は必要と認識しております。そんなことで、これまで順次整備をしてきたわけではありますが、現時点で具体的に和式がどういう方が要望されて、ど

の程度必要かという調査を行っておりませんが、ほとんどの家庭で洋式ではないかと考えております。そんなことで、洋式化というのは、これからは避けて通れないと思います。具体的に公共施設のトイレがどういう状況か、そしてまた今年の事業の計画等について総務課長からお答えいたします。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

それでは、私の方から具体的な数字についてご説明をさせていただきます。

現在、公共施設のトイレの総数は男女合わせて324ございます。そのうち様式になっているのが203ということでありまして。ひとつの施設で男女兼用というものがございますので、男の比率、女の比率というのはなかなか出しづらいわけではありますが、全体としては、62.7%が洋式になっているという状況でございます。

平成30年度では、小中学校、それからスキー場のトイレ、全部で9つを洋式にする計画となっております。これが終了しますと概ね65%、3分の2近くが洋式になるということでございます。今後、利用される皆様のご意見を聞きながらどの程度までやっていけば良いか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（森 正仁 君）

勝山 卓 君。

（「はい。」の声あり）

2番 勝山 卓 議員

数字を聞きますと62.7%ということで、市町村の中では高い方かなと思うわけですが、この洋式化についても場所によって洋式化率が変わってくるのだらうと思います。

前段申し上げましたが、小・中学校のトイレが継続的に実施されているということでありまして、どういった計画で進められていくのかお聞きをしたいのと、高齢者の方が多く集う公共施設の洋式化の対策も必要だと思います。その関係について、どうされていくのかお願ひをしたいのと、先ほど言いましたが、災害時の避難場所として洋式化を進めていく必要があると思います。その避難場所の関係について、今後どう対応されていくのかも合せてお願ひしたいと思っています。

議長（森 正仁 君）

佐藤総務課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（総務課長「佐藤裕重 君」登壇）

総務課長（佐藤裕重 君）

高齢者の対応、それから避難場所の関係についてご説明をさせていただきますが、それぞれの担当課で施設を管理している部分がございますので、担当課の方とよく協議をしながら、それぞれの施設について順次整備を進めてまいりたいと考えております。財源の関係もございまして、一気に全てというわけにはまいりませんが、今、議員がおっしゃられた施設は非

常に重要だと思っておりますので、十分考慮してまいりたいと思っております。

小学校の関係については、子育て支援課長から答弁をさせていただきます。

議長（森 正仁 君）

山寄子育て支援課長。

（「はい、議長。」の声あり）

（子育て支援課長「山寄真澄 君」登壇）

子育て支援課長（山寄真澄 君）

小中学校のトイレの洋式化につきましてお願いいたします。

小学校につきましては、男子トイレ・女子トイレありますが、合計しまして和式が15、洋式が22、合計37ということになっておりまして、洋式化率59%。中学校のトイレにつきましては、和式27、洋式13、合計40、そして33%ということでありまして、小学校の方が、洋式化が図られているということでありまして、

先ほど、村長の答弁の中にもありましたが、小中学校とも3か所ずつ洋式化になります。特に中学校については、洋式化率が若干遅れているということもありますが、それぞれ順次洋式化を図っております。この辺のところにつきましては、小中学校と相談をしながら洋式化を図っていきたいと考えております。

また、先に予算決算常任委員会の中で早く設置した洋式トイレにつきまして、温かい便座という話もありますので、その辺のところも含めて洋式化について考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

以上で、勝山 卓 君の質問は終わります。

（終了 午後 2時45分）

議長（森 正仁 君）

3番 滝沢光平 君。

（「はい、議長。3番。」の声あり）

（3番 滝沢光平 議員 登壇）

3番 滝沢光平 議員

それでは、発言を許されましたので2点の質問させていただきます。

1点としまして、「6次産業化・地産地消推進戦略について」ということでございます。

村の6次産業推進協議会は、平成28年9月1日に6次産業化・地産地消推進戦略を策定されました。内容としまして、村の地域資源を活用した生産、加工、販売を一体的に取り組む6次産業化、農商工連携、地産地消等の取り組みを地域総ぐるみで推進するための方針をまとめ、地域産業の振興のための道筋を示したものであります。この戦略の中では、戦略期間を平成28年から31年までとし、目標年度を平成31年とされております。

そこで、戦略策定からまだ1年半ほどの時間しか経っておりませんが、目標年度までの残すところあと2年となりました。

6つの推進方策としまして、1、地域資源の掘り起こしと活用、2、6次産業化、農商工連携の促進、3、地産地消等農産物の地域内利用と交流の促進、4、販路拡大の促進、5、支援機関の連携・充実、6、6つの重点プロジェクト、この中には道の駅の魅力アップ、農産物直売所の安全安心対策、ローカルベンチャースクール、6次産業化新商品、木島平ゆかりの店、

ふるさと名物応援。特に、村長も言われていますけども、農を基軸とする我が村でございます。大変期待をする一人でございますけど、現在までの経過の中にはいろいろあったと思います。

現時点の達成されている成果として何があるのか、また、推進の過程において発生した問題点、そして最終年度の平成31年度における目標達成等の見込みについて伺いたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、滝沢議員の6次産業推進協議会という質問であります。施策の中身、具体的な内容でありますので、担当室長から答弁をします。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

それでは、滝沢光平議員の6次産業推進協議会についてお答え申し上げたいと思います。

この戦略の策定趣旨は、村の第6次総合振興計画の施策の第14であります。「農業の6次産業化の推進」に即して、村の地域資源を活用した生産、加工、販売を一体的に取り組む6次産業化や農商工連携、地産地消等の取り組みを地域総ぐるみで推進するための方策をまとめたものであります。協議会ではこれまでキノコ・柿を活用した「おやつコンテスト」を開催し、それをもとに国の補助制度等を活用して商品化をしまいいりました。また、村では平成28年から特産品開発奨励補助制度を創設し、村民の皆さんの特産品開発意欲の醸成に努めてきており、これまで2件の実績でございます。

農の拠点施設は、農業の6次産業化の拠点施設として建設し、運営会社が加工施設において地域資源を活用した特産品の開発・製造をしまいいりました。しかしながら民間企業での「経営」に重きが置かれること、加工室の衛生管理上、不特定多数の使用ができないこと等により村民の皆さんの特産品開発需要に対する受け入れが困難な状況であります。

そこで、道の駅利活用検討会議においても、今後の加工施設の運営については、「特産品開発需要に対する相談窓口機能を担保できる事業者の選定を条件とすべき」とされているところであり、協議会施策が反映できる施設とすべく、事業者の選定をしまいいりたいと考えております。なお、地産地消戦略の平成31年度までの数値目標というものは設定されておられません。つまりKPIと言われるような数値目標は設定しておられませんけれども、基本的な考え方は議員がおっしゃるような「地域総ぐるみの6次産業化で地域資源の価値と魅力を向上」としておりますので、あらためて推進戦略の進行管理を徹底してしまいいりたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

滝沢光平 君。

（「はい。」の声あり）

3番 滝沢光平 議員

再質問させていただきます。

今、室長の方から地元のキノコ・柿を使ったおやつコンテストの結果、2件の実績の話がありました。本来目指しているのはこういう部分だと私も考えます。これを基本的に販売の拡大に向けて、地元産でやっていくのが一番良いのかなと思います。

なぜ、これを私が質問させてもらうかという、この計画が、特にソフトの部分になると思うのですが、この中にいろいろと6つのプロジェクトという部分で、ちょっと心配なことがあったものですから、あえて質問をさせていただいております。

もうひとつは、ソフトの部分というのは特に目に見えてこない部分でございます。私とすれば、1つは見える化、それときちっと最終年度に報告書、その中に何が良くて何が悪かったという部分についての明記を必ずする、資料を残すということをお願いしたいと思いますが、その辺のお考えはどうですか。

議長（森 正仁 君）

高木産業企画室長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業企画室長「高木良男 君」登壇）

産業企画室長（高木良男 君）

それでは、滝沢光平議員の再質問でございます。

ひとつは、協議会の方で柿のスイーツコンテストをやりました。それと、私が先ほど2件と申し上げましたのは、特産品開発奨励補助事業に係る住民の皆さんからの補助金の申請が2件ということでございます。協議会としてはそのコンクール等々開催をしております。

見える化につきましては、議員ご指摘のようにしっかりとやっていきたいと思っておりますし、最終的な31年の目標設定もございますから、やはりPDCAサイクルの徹底をしっかりと進行管理をしていかなければいけないことだと認識をしております。

よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

滝沢光平 君。

（「はい。」の声あり）

3番 滝沢光平 議員

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

木島平村の教育長が新任されまして、所信を聞いていなかったものですから、良い機会ですので、ここでお聞きをしたいなということで、質問という形で取らせていただきますので、よろしく願いします。

議長（森 正仁 君）

小林教育長。

（「はい、議長。」の声あり）
（教育長「小林 弘 君」登壇）

教育長（小林 弘 君）

滝沢議員の教育長の所見についてのご質問にお答えをいたします。

教育長に就任いたしましたして2か月余りが過ぎようとしています。この間、議員の皆様をはじめ村民の皆様方から多くのご教示を賜り、ありがとうございました。

就任し、まず行ったことは現場を知ることでした。保育園、小学校、中学校を訪問し、施設・設備、そして教育環境や授業を直接自分の目で確かめることを通して、現状の課題、そして次年度への課題を把握することができ、是非より良い教育環境にしていきたいと強く感じたところです。

さて、私が学校教育の根底として大事に考えていることは、子どもたちが日常の学校生活に成就感と自己肯定感をもって学校生活ができることです。それと同時に学力保障も同じように大事な要素と考えております。それには、学校と十分連携を取りながら、ソフト・ハード両面を含めた教育環境の整備を行っていきたいと考えています。

また、本村は「笑顔あふれる村」「人権が尊重される村」を掲げております。当然ながら、学校も然りです。子どもたちは「村の宝物」であります。「人づくりは村づくり」「村づくりは人づくり」につながります。常にこのことを念頭に置き、子どもたちのために教育行政を行っていきたくて考えています。その延長線上では、子ども目線で「木島平村のもの・こと」等を捉えた提言をしてもらう施策も考えてまいりたいと考えております。

さらに、現在、スピード感を伴った教育改革の波がどんどん押し寄せてきております。

特に小学校の次期学習指導要領が全面実施されます平成32年度には、小学校の5、6年生では今まで行っていた「外国語活動」が「英語」としての教科となり、3、4年生では新たに「外国語活動」が導入されます。このことは、木島平村に住んでいても、都市部に住んでいても全ての子どもたちが学習しなければならない、避けて通ることができない教育です。そのため今までは違った大胆な発想も必要となってくるかなとも思っております。

環境整備には多額の費用がかかりますが、ICTを活用した授業づくり、そして外国語指導助手を交えて、どのように学校の教育システムに組み込んでいくか考えております。

他教科とのバランスを考え、「英語」が全てではありませんが、「日本語力」を高めながらも小学校段階では「英語」がいかに面白いのか、楽しいのか、惹きつける英語学習ができるように十分に学校と連携したいと考えております。

また、「活字離れ」が叫ばれています。児童・生徒の「思考力・判断力・創造力・読解力」を伸ばす教育にも力を入れていきたいと考えております。現在、小・中学校では読書旬間・読書指導が行われております。とりあえず小学生では信濃毎日新聞の情報源満載の「子ども新聞」等の利活用のアイデアを出していければなと考えております。そのことはスマートフォンやゲームの画面から一時目を離す時にもつながります。また、視力低下防止等にも効果があるのではないかと考えます。

最後に、学校教育と社会教育の両輪を大事にするためにも、人権同和教育の面においては、次年度からは、分館の学習会とは別に30代、40代の保護者が多い学校のPTA向けに、「正しく史実に学ぶ研修」として、授業参観日に村の人権推進室の「出前講座」を実施していきたいと考えております。

また、皆さん方の引続きのご教授をよろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

以上で、滝沢光平 君の質問は終わります。

（終了 午後3時00分）

議長（森 正仁 君）

会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

再開は午後3時10分をお願いします。

(休憩 午後 3 時 0 0 分)

(再開 午後 3 時 1 0 分)

議長（森 正仁 君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

吉川 昭 君。

(「はい、議長。1 番。」の声あり)

(1 番 吉川 昭 議員 登壇)

1 番 吉川 昭 議員

それでは、通告に基づきまして、3 点の質問をさせていただきます。

まず、1 つ目でございますが、「スキー場パノラマランドのビタミンレストランの床について」質問させていただきます。

雪の付いたスキー靴で歩きますと非常に滑る床であります。セルフサービスのカレーなどのメニューをテーブルまで運ぶ途中で転倒し、自分にかかってしまうことなどをよく見かけております。危険で不親切な床であり、滑らない床への指摘も多くありました。

平成 3 0 年度の観光施設特別会計予算案の中でレストラン床改修工事が計上されております。どのように改修する計画か説明をお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

日基村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日基正博 君」登壇)

村長（日基正博 君）

それでは、吉川議員のパノラマランドのビタミンレストランの床についてのご質問であります。これにつきましては、先ほどの話のとおり平成 3 0 年度の中で予算を計上しております。

具体的な考え方については、担当課長から答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

土屋産業課長。

(「はい、議長。」の声あり)

(産業課長「土屋博昭 君」登壇)

産業課長（土屋博昭 君）

それでは、吉川議員のご質問にお答えしたいと思います。

パノラマランドのビタミンレストランの床をどのように改修するかというご質問でございますが、工事の内容につきましては、ご質問にあるように滑りやすいことを解消するというようなものでございまして、タイルカーペットに張り替える予定になってございます。カーペットの選定は、指定管理者である木島平観光株式会社に選定をいただいたもので、ゴルフ場やスキー場などの施設に適した素材ということで選定をしているところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

(「はい」の声あり)

1番 吉川 昭 議員

それでは、再質問をさせていただきます。

タイルカーペットということでございます。カーペットというのは、絨毯のようなものと考えてよろしいのでしょうか。

それと、時期というのは、目安的には夏の間となると思うのですけれども、来シーズンの冬に間に合うように改修が終わるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

土屋産業課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(産業課長「土屋博昭 君」登壇)

産業課長（土屋博昭 君）

カーペットでございますが、現在、シューネスベルクの1階のレストランの床に張ってあるものと同じようなもので、毛足が長いとかそういうものではありませんけれども、通常、スキー場、ゴルフ場で滑らないように敷いてある形のカーペットになります。

また、工事につきましては、当然スキーシーズンに間に合うようにということで張り替えを行いたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

(「はい」の声あり)

1番 吉川 昭 議員

それでは2つ目の質問に移ります。

「除雪ドーザーによるつるつる路面の対応について」ということで質問いたします。

1990年から1992年にスパイクタイヤを規制する法律ができました。雪の降る地域では4輪駆動車とスタッドレスタイヤで対応するようになったわけですけれども、スタッドレスタイヤの性能が上がりチェーンも必要なくなりました。そのため、道路路面を傷つけるものがなくなり、つるつる路面による自動車のスリップ事故、高齢者の転倒による骨折など雪国では大問題となりました。私も当時、区の分館などで開かれる行政懇談会の中で、除雪ドーザーの排土板のエッジに5cmほどの三角形の切り込みを入れて凹みを間隔ごとにつけ、雪をすじ状に残すように加工できないかと提案をいたしました。

議長に許可をもらっていますので、ちょっと図面を出させていただきます。分かりにくいかもしれませんが、排土板のエッジの部分に切り込みを入れまして、雪を残すような形でできないかということを提案したわけでございます。当時の職員の方は、メーカーに確認をさせていただいたようでございますけれども、返事が技術的に無理との内容でございました。

その後も数年おきに事故を見る度に、それが気になりまして提案はしたのですけれども結果は変わらず今に至っているというような状況でございます。

現在の除雪の体制としては、なるべく残雪がないように排雪をしまして、必要なときには融雪剤を撒く、そんなような体制が取られておるかと思っております。その除雪機の後ろについてすぐに融雪剤を撒けば問題はないのですけれども、その後ちょっと雪が降ったりすると、つるつる路面の状態が続くということでございます。その間に滑ってしまうということが多くあるので

はないかと感じております。

それと、除雪の方法でオペレーターの方に聞いた話では、当時のことを思いますと、その部分がとにかく滑ると、で、その部分を外れると若干足あとがつくようなクッション部分、スポンジのような部分があったかと記憶しております。今は、除雪の方法としてはそりを上げて、排土板の底辺で全体に搔いている状況というのをお聞きしました。そうなりますと、その部分だけではなくて、排土板の幅そっくり全面が、雪の状況によってはつつの圧雪状態で鏡面のような形になっているかと思えます。それが現在の状況です。

最近、坂道で自動車がコントロールできずに団子状に何台も追突する事故を目撃いたしました。それでまた思い出しまして、何か良い方法はないかといろいろと調べてみたわけですが、調べてみるとこのあたりでは見かけない機械がたくさんありました。どんなものがあるかと申しますと、グレーダーという機械があります。グレーダーというのは前輪と後輪の間に排土板が付いていて、雪を左わきに寄せていく機械ですが、そういったものが使われておりました。その機械で雪を搔いた後に、車体の後ろにレーキ状のもので引っ搔き傷をつける、あとは融雪散布剤の車の後ろにレーキ状のもので引っ搔き傷をつけて散布していく機械など、こういったのを「粗面形成」と言うそうなのですが、粗い面を形成するという装置はいろいろあります。実際に北海道では使われております。全車種ではなく、何台かに1台という形で使われております。あと、国土交通省北陸管内、また長野県の資料にもこういったのは出ておりますけれども、雪国である長野県の北部には無いようです。実際に見たこともないと思えます。雪質の違いによるものかなという気はするのですが、国交省の北陸地方整備局北陸技術事務所の方では実際に広報の中でも機械が使われている動画などもあります。全車種ではないですが、ある程度に1台なり使われているということでございます。

除雪ドーザーというのは、非常に細かい作業ができるわけです。交差点などもそうですし、雪を押し出したり、いろいろな作業ができたりしますので、木島平などこの辺では主に除雪ドーザーを使用しております。何度もバックをして雪を押し出すために、後ろに作業機が付いていた場合には、作業機を上げ下げなどしていたらとても忙しくてやりきれないとも思います。また、排土板が幅広くなっておりますので、後部のレーキの幅がそれよりも狭ければ、やはりつつの部分というのは発生するのかなと感じております。そうした場合は考えていきますと、排土板の前面か後面に何か工夫するしかないかなと感じます。

それでまた調べていくのですが、排土板のエッジをいろいろ調べていきますと、東京の重機部品のメーカーと秋田県横手市の除雪を請け負っている建設会社から、排土板のエッジの形状について特許の申請が出ているのです。どういうものかと言いますと、私が先ほど示したような形のくし状の形の申請が出ております。東京の部品メーカーの発明は、どういう意味で申請されているかと言いますと、圧雪に食い込みを良くするために考えられたものです。横手市の建設会社は逆に滑らないように雪を残すために考えられたものです。私が先ほど言ったように、すじ状に雪を残すというような形で、同じような考えで申請されているのです。横手市の建設会社の会長の話をお伺いしましたら、3cmごとに四角に切り込み加工をするということで、どのようなものかという、3cm切り込んだものがあって、3cmの雪を搔く部分があって、3cmごとに同じ間隔でくし状にしたエッジを使って申請をして、実際に試してみたということでございます。試した結果、残雪ができて効果があり使っておったのですが、その後メーカーが全然対応してくれなくて、そのままやめてしまったというのが現状です。重機の部品のメーカーの方では、トンネル状の3cmの切り込みが入ったくし歯のエッジを、現在、申請通りのもので造っていることが分かりました。こういった形です。アーチ状の切り込みです。半円ではなく、ちょっと長めのトンネル状の切り込みになっています。どちらも見ると、切り込み部分と下の部分が同じ3cmで、こちらは平面に対して、ちょっとこの図が悪いですが、60%ぐらい、5cmに対して3cmとかそういった形の切り込みになっておりま

す。そういったものが実際に販売されているということが分かりました。

あと、いろいろと辿っていきますと北海道にある重機部品の販売店などもいろいろと聞いてみました。需要は少ないですけれども、国産とか中国産のものもあって、また、こちらの部品メーカーのものもあって、北海道以外からも注文を受けているとのこと。ただ、使用はどのような目的でされているかというのは確認をとれていないので、分からないということでした。本来はこの販売されているのは圧雪を剥ぐための形で造っておりますので、そういったのがほとんど主に使われているのではないかとは思いますが。こちらのものは普通の平版のエッジと比べて、どれぐらい値段が違うのか調べましたら、1割程度高いということ。機種によって全て寸法も違いますし、いろいろ値段には違いがあるということなのですから、平版のものとのくし状のものでは、1割ほどくし状の方が高いということ。

この2つは非常に歯の形は似ていますが、片方は圧雪剥ぎ用の食い込みを良くするために考えられたもの、もう片方は残雪による粗面効果を狙ったもので、目的は非常に違っておりますが、エッジの形状は近い。私は、残雪による粗面効果に期待をしているのですが、心配される点はマンホールやグレーチングなどの損傷であります。こちらの建設会社の方の話では、自分で加工して使用したものでは問題なく普通に除雪できたということ。しかし、現在、それを使用している人との話と実際に使用している現場までは確認できていません。一部、動画サイトで札幌の圧雪剥ぎの様子は、この歯を使ったものが1点だけ見られます。その目的は圧雪剥ぎで使っているわけ。食い込みの良い歯でやっているのですが、残雪を残して粗面効果で滑らないような形に、ただ、残雪が積み重なってきますと圧雪状態が厚くなってしまいかもしれない。その場合は、食い込みの良い実際に使えるエッジですから、両方兼ねた形でどうかと感じております。

村でも、メーカーへの確認と使用している現場などを調査し、見学するなど確認をして、予算はかかりますけれども、1台分でも試験をしてみてもどうかと思えますけれども、その辺の対応を伺いたいと思えます。

議長（森 正仁 君）

答弁に入ります前にお詫び申し上げます。

事前に吉川 昭 君から資料の持込みの申請がありました。これを許可しました。事後となりましたが、ご了承願います。

日基村長。

（「はい、議長。」の声あり）

（村長「日基正博 君」登壇）

村長（日基正博 君）

それでは、吉川議員の除雪ドーザーによる路面の滑りというか、つるつる状態についてのご質問がありました。

確かに、今年も何回かそういう時がありましたし、事故が起きたということも報告を受けております。除雪する時間帯、夜であったり、それからまた朝であったり、場合によれば昼間であったりというようなことで、その時間によっても違ってくると思います。その中で、今提案がありました内容であります。かなり昔と比べると技術的にも進歩している部分があるだろうと思えますし、一方なかなか普及しない理由もあるのかなと思えます。ですから、その辺の検証をしていかなければならないと思えますが、具体的な対応については建設課長から答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

高山建設課長。

(「はい、議長。」の声あり)
(建設課長「高山俊明 君」登壇)

建設課長（高山俊明 君）

村長に補足しまして答弁をさせていただきます。

ご質問にありますように、この冬に除雪した際、スキー場線で何回かスリップによる事故が発生しております。

滑りやすい路面となるのは、気温それと雪質に特に影響するものであります。

除雪ドーザーによる除雪の後に路面の凍結を防ぐため、必ず融雪剤の散布を行っております。

ご提案のありました除雪ドーザーのエッジのくし歯の使用につきましては、効果を検証したいと考え、来冬に試験をしていきたいと考えております。

議長（森 正仁 君）

吉川 昭 君。

(「はい。」の声あり)

1 番 吉川 昭 議員

それでは、3つ目の最後の質問に移りたいと思います。

「昨年の6月に質問をしました村内の求人紹介について」ということでございます。

先ほど、前の議員からも質問がありましたのとちょっと重複してしまうと思いますので、それ以外のところで答えていただければと思います。

今回、議会と農業後継者との団体との懇談会の中で、鳥獣対策の問題、米の生産調整の問題、人手の確保を助けてほしいなど重要な意見が多く出されました。

昨年6月議会にて、農作業ヘルパーなどと農業以外も含めた求人の紹介について質問をいたしました。

近隣なり、全国的な中でもいろいろと見ますと、そういったヘルパーをやっているのは、例えば、行政の農林課であったり、公社であったり、あとJAでもやっているところもあります。そういったところで農作業のヘルパーを募集し、事務局となりまして無料職業紹介事業として行っているわけです。

そういった全国の事例を見まして、市や町が非常に多いのですけれども、村として実際に出てくるのは、見つけられないくらいいないのも事実です。それは、人手不足であったり、人件費の面だったり、なかなかそこまで対応できないのが実情かなと思うところもあります。

また、移住定住に定評のある自治体では、行政で無料職業紹介所として様々な職業を紹介しております。例えば、村内でもスキー場関係で木島平に住み、農作業を手伝っていて、自分で農業をやってみたいと思うようになった人もおるわけです。村への入り口はいろんな形があると思います。農業だけでも作物はいろいろあります。また、仕事によりその収穫だけでなくもいろんな仕事があります。冬期としてはスキー場などもあります。キノコなども年間雇用でやっておられますけれども、やはり冬場の方がメインかなと思います。特に畑などの作物は手作業の作物がほとんどです。人手がないので規模拡大をせずに現状維持という農家が非常に多いのではないかなと思います。なかなか規模拡大をどんどんしていくというのは厳しい面があると思います。今後は高齢化が進み、また一層畑地の耕作放棄地が増えると思います。シルバー人材センターやハローワークも含めて、村としても生産性を上げる人材面の手助けは必要と感じるわけです。

昨年の答弁では、調査と検討をするというご返答をされました。実際に調査と検討はされた

のかその辺をお伺いしたいと思います。

議長（森 正仁 君）

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、吉川議員の村内の求人紹介、職業紹介についてのご質問であります。先ほど議員も申されましたが、村の中で主な、特に農作業といった場合には米と野菜が中心になります。特に野菜の場合には定常的な、決まった作業がなかなかない、そしてまた時間的にも何時から何時までというようにできない作業が多いのではないかなと思います。例えば、果樹等であれば、研修をした上で一定のスキルを身につけて作業をするということが出来ますが、野菜類の場合にはなかなか難しいと考えております。ただ、話にありましており規模拡大をするにあたって人手がないと、そういうことが制約になっているという事実もありますので、その辺については、村だけではなくJA等も含めて検討していく必要があるだろうと思います。

これまでの件、それからまたこれからの取り組みについて、担当課長から答弁をいたします。

議長（森 正仁 君）

土屋産業課長。

（「はい、議長。」の声あり）
（産業課長「土屋博昭 君」登壇）

産業課長（土屋博昭 君）

それでは、ただ今の吉川議員のご質問にお答えしたいと思います。

昨年6月にご質問いただいた求人紹介についてということでございます。昨年の答弁の中で調査・検討するという答弁に対して、調査・検討されましたかというご質問でございますが、求人関係につきましましては、農繁期の人手確保がなかなかうまくいかないという状況は承知しているところであります。

働きたい方は、できれば一時的なものではなく、安定した雇用を求めていることがほとんどだと思いますので、短期的な雇用はそういう意味では難しい面があるのかなと思いますが、例えば、退職後等で逆に一時的な農作業をやりたいという方もいらっしゃるのではないかと思います。

昨年6月の一般質問の答弁の中で調査を行うとお答えをしておりますが、これにつきましてはまだ実施をしておりません。来年度予定をしております村の総合振興計画後期5か年計画策定のためのアンケートの中で実施をし、今後の対応を考えてまいりたいと思います。

また、シルバー人材センターやハローワークに登録していただくことが基本とは思いますが、村でも移住定住対策の中でハローワークの求人情報が役場で見られる環境になります。そんなことがございますので、求人情報等につきましましては、そんな意味で相談に随時応じていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（森 正仁 君）

以上で、吉川 昭 君の質問は終わります。

（終了 午後3時37分）

議長（森 正仁 君）

以上で本日の日程は終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午後 3 時 3 7 分）

平成30年3月第1回 木島平村議会定例会
《第3日目 3月14日 午後3時30分 開議》

議長（森 正仁 君）

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

この際、日程第1、議案第6号「情報通信施設条例の一部改正について」の件から、日程第34、議案第35号「平成30年度木島平村水道事業会計予算について」の件まで、以上、条例案件9件、予算案件21件、事件案件4件、あわせて34件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「木島平村」の部分については、省略させていただきますのでご了承願います。

本34件は、先に各委員会に付託してありますので、順次、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇）

総務産業常任委員長（江田宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第6号、木島平村情報通信施設条例の一部改正について。

以下、「木島平村」は省略させていただきます。

議案第7号、税条例の一部改正について。

議案第8号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。

議案第9号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

議案第13号、農の拠点施設設置条例の一部改正について。

議案第14号、消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

議案第37号、情報通信施設の指定管理者の指定について。

議案第39号、字の区域の変更について。

審査の結果、いずれも原案可決です。

なお、審査意見が1点まとまりましたので、ご報告します。

農の拠点施設の運営及び専属貸付け、テナントですけれども、専属貸付けにあたっては、真に農業振興及び地域経済の活性化につながるよう、計画的に事業を遂行されたい。

以上です。

議長（森 正仁 君）

次に、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長 土屋喜久夫 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第10号、木島平村介護保険条例の一部改正について。

議案第11号、木島平村指定居宅介護支援の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

議案第12号、木島平村後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

議案第38号、木島平村クロスカントリー競技場の指定管理者の指定について。

審査の結果、いずれも原案可決であります。

審査の過程で意見がまとまりましたので、報告いたします。

スキーの村として、スキーに親しむ底辺人口の拡大は重要であり、小中学生の大会参加はもとより、練習のための支援も必要である。小学校が進めるスキー部後援会の資金調達も村内全体の盛り上がりを進めるため、重要な要素といえる。資金面も含め、地域のスキー振興意識の醸成に格段の配慮をされたい。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

次に、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（予算決算常任委員長「江田宏子 さん」登壇）

予算決算常任委員長（江田宏子 さん）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第15号、平成29年度木島平村一般会計補正予算第10号について。

以下、「平成29年度木島平村」は省略させていただきます。

議案第16号、情報通信特別会計補正予算第4号について。

議案第17号、国民健康保険特別会計補正予算第5号について。

議案第18号、介護保険特別会計補正予算第5号について。

議案第19号、観光施設特別会計補正予算第4号について。

議案第20号、下水道特別会計補正予算第4号について。

議案第21号、農業集落排水事業特別会計補正予算第3号について。

議案第22号、高社簡易水道特別会計補正予算第2号について。

議案第23号、水道事業会計補正予算第6号について。

次から新年度予算になります。

議案第24号、平成30年度木島平村一般会計予算について。

以下、「平成30年度木島平村」は省略させていただきます。

議案第25号、情報通信特会計予算について。

議案第26号、学校給食特別会計予算について。

議案第27号、奨学資金貸付事業特別会計予算について。

議案第28号、後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第29号、国民健康保険特別会計予算について。

議案第30号、介護保険特別会計予算について。

議案第31号、観光施設特別会計予算について。

議案第32号、下水道特別会計予算について。

議案第33号、農業集落排水事業特別会計予算について。

議案第34号、高社簡易水道特別会計予算について。

議案第35号、水道事業会計予算について。

審査の結果、いずれも原案可決です。

なお、審査意見がまとまりましたのでご報告します。

平成29年度補正予算についてですが、前年度、台湾誘客に向けた視察を実施したにもかかわらず、今年度、台湾誘客の委託料が未執行であったことは残念である。継続事業として効果をあげられるよう、担当課内で、職務分担や進捗状況を把握し、必要に応じてサポート体制を組むなど、計画的に取り組まれない。

次に平成30年度の予算に対する審査意見です。7項目あります。

まず、総務課関係ですけれども、村の応援団としての「わせだいら等への交流活動支援事業」は評価する。村民理解を得られるような運用規程を策定し、事業に取り組まれない。

1つ、持続可能な村づくりに向け、財政計画の見直しは喫緊の課題である。経常的に不足する経費に目的基金や過疎債を充当しているが、将来にわたる健全な財政運営に向け、早急かつ抜本的に「各事業の検証や財政計画の見直し」に取り組まれない。

民生課関係で1点です。

今後、一人暮らし高齢者の世帯数の増加が見込まれる。幅広い年齢層を対象とした婚活事業、交流の場の推進など、将来を見据えた対策に努められない。

次に産業課関係です。3点あります。

1つ、農業振興公社への補助金や集落支援員等の配置について、農業振興の観点から、その運用についてしっかり検証し、経営改善につながるよう事業の精査をされたい。

1つ、今年度応募がなかった「都市交流推進の協力隊」を引き続き募集する計画だが、都市部の誘客拡大に向け、効果的に活動できる人材を採用されたい。

1つ、新鮮屋について、アンテナショップとして、特産品の販路拡大や誘客につながるよう、調布市との積極的な連携、派遣職員の有効な活用に努められない。

次に建設課関係です。1点あります。

下水道事業について、財政の負担軽減に向けた検討は重要な課題である。浄化センターの包括委託を含め、あらゆる観点から、財政の負担軽減に向けた検討を早急に進められない。

以上です。

議長（森 正仁 君）

質疑を許します。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切り、討論を行います。

討論はありますか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

これで討論を終わり採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認め、これから採決をします。

日程第1、議案第6号「情報通信施設条例の一部改正について」の件から、日程第9、議案第39号「字の区域の変更について」の件まで、以上、条例案件6件、事件案件3件、合わせて9件を一括採決します。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第1、議案第6号から、日程第9、議案第39号まで、以上、条例案件6件、事件案件3件、合わせて9件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号「介護保険条例の一部改正について」の件から、日程第13、議案第38号「クロスカントリー競技場の指定管理者の指定について」の件まで、以上、条例案件3件、事件案件1件、合わせて4件を一括採決します。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第10、議案第10号から、日程第13、議案第38号まで、以上、条例案件3件、事件案件1件、合わせて4件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号「平成29年度一般会計補正予算第10号について」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(8人中7人起立)

議長(森 正仁 君)

起立多数です。

従って、日程第14、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号「平成29年度情報通信特別会計補正予算第4号について」の件から、日程第22、議案第23号「平成29年度水道事業会計補正予算第6号について」の件まで、以上、予算案件8件について、一括採決をします。

本件に対する委員長報告は「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第15、議案第16号から、日程第22、議案第23号まで、以上、予算案件8件は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号「平成30年度一般会計予算について」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(森 正仁 君)

起立全員です。

従って、日程第23、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号「平成30年度情報通信特別会計予算について」の件から、日程第34、議案第35号「平成30年度水道事業会計予算について」の件まで、以上、予算案件11件を一括採決します。

本件に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本件は、委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 正仁 君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第24、議案第25号から、日程第34、議案第35号まで、以上、予算案件11件は、原案のとおり可決されました。

日程第35、同意第1号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

日碁村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日碁正博 君」登壇)

村長(日碁正博 君)

それでは、同意第1号について、ご説明申し上げます。

木島平村教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでありますが、任期満了に伴う木島平村教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名は、佐藤秀雄。佐藤氏は再任で2期目であります。

任期は平成30年4月1日から4年間です。

同意をよろしくお願い申し上げます。

議長(森 正仁 君)

質疑を許します。

(質疑なし)

議長(森 正仁 君)

質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっています日程第35、同意第1号について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第35、同意第1号は、委員会の付託を省略することについて可決されました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

従って、日程第35、同意第1号は、同意することに決定しました。

お諮りします。

ただ今、別紙「追加議案表」のとおり、9件の議題が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

従って、「追加日程第1から追加日程第9まで」とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、報告第2号「損害賠償の額を定める専決処分の報告について」村長から内容についての説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)

(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、報告第2号について、報告をさせていただきます。

損害賠償の額を定める専決処分の報告であります。

平成29年12月1日午後4時20分頃、相手方の車両が中町展示館駐車場に侵入した際、入口側溝にかかるグレーチングが跳ね上がり、タイヤの側面に当たってパンクをさせたことに対して損害賠償を行ったものであります。

損害賠償額は、2万412円、相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

地方自治法第180条第1項の規定及び専決処分の指定に関する訓令第4に基づき、50万円以下の損害賠償であるため、平成30年3月9日に専決処分といたしましたのでご報告をいたします。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

質疑がないようですので、これで報告を終わります。

追加日程第2、議案第40号「特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題とします。

朗読を省略して、本件について提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日墓正博 君」登壇）

村長（日墓正博 君）

それでは、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正について、提案をさせていただきます。

村長等の給与月額を5%減額する特例期間を、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、1年間延長する改正であります。

施行日は、平成30年4月1日であります。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております追加日程第2、議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

従って、追加日程第2、議案第40号は、委員会の付託を省略することについて、可決されました。

これから討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

従って、追加日程第2、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3、同意第2号「副村長の選任につき同意を求めることについて」を議題としま

す。

朗読を省略し、本件について提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

(「はい、議長。」の声あり)
(村長「日墓正博 君」登壇)

村長（日墓正博 君）

それでは、同意第2号であります。副村長の選任につき同意を求めることについて説明をさせていただきます。

内藤現副村長につきましては、今月いっばいで辞任ということであります。それに伴い、副村長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名は、佐藤裕重。

任期は、平成30年4月1日から4年間です。

同意をお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となってい追加日程第3、同意第2号について、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第3、同意第2号は、委員会の付託を省略することについて、可決されました。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（森 正仁 君）

起立全員です。

従って、追加日程第3、同意第2号は、同意することに決定しました。

追加日程第4、発議第1号「憲法第9条の改憲については、慎重に議論を行い拙速な結論を避けることを求める意見書について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本件について提案者の説明を求めます。

7番、江田宏子さん。

(「はい、議長、7番」の声あり)
(7番 江田宏子 議員 登壇)

7番 江田宏子 議員

発議第1号、憲法第9条の改憲については、慎重に議論を行い拙速な結論を避けることを求める意見書について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由の説明ですけれども、昨年5月の安倍首相の発言を受け、改憲の動きが急速に高まっていますが、こと憲法第9条の改憲に関しては、国民に多くの懸念の声があります。

戦後70年以上にわたり、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法第9条の存在と国民の強い思いでした。

そして、日本の平和の礎となっているこの「憲法第9条」は、国際社会にも高い評価を受けてきました。

長野県では、全国一多い満蒙開拓団を満州に送り、戦争によりたくさんの犠牲者が出ました。戦争の惨禍は、今でも多くの人々の心に厚くのしかかっています。

私たちは、日本を再び、海外で「戦争する国」にしたくありません。

そこで、改憲論議に際しては、国民の声をよく聞き、慎重に議論を行い、拙速な結論を避けることを強く求めるものです。

皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（森 正仁 君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（森 正仁 君）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています追加日程第4、発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

従って、追加日程第4、発議第1号は、委員会の付託を省略することについて、可決されました。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長（森 正仁 君）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

従って、追加日程第4、発議第1号は、原案のとおり可決されました。
追加日程第5、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。
朗読を省略し、本件について総務産業常任委員長の説明を求めます。

総務産業常任委員長 江田宏子 さん

(「はい、議長。」の声あり)

(総務産業常任委員長「江田宏子 さん」登壇)

総務産業常任委員長（江田宏子 さん）

閉会中の継続調査の申出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

記。

申出委員会、総務産業常任委員会。

調査申出事件、総務産業常任委員会の所管に属する事項。

以上です。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

総務産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第6、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について民生文教常任委員長の説明を求めます。

民生文教常任委員長 土屋喜久夫 君。

(「はい、議長。」の声あり)

(民生文教常任委員長「土屋喜久夫 君」登壇)

民生文教常任委員長（土屋喜久夫 君）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

記。

申出委員会、民生文教常任委員会。

申出事件、民生文教常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。追加日程第7、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について予算決算常任委員長の説明を求めます。

予算決算常任委員長 江田宏子 さん。

（「はい、議長。」の声あり）

（予算決算常任委員長「江田宏子 さん」登壇）

予算決算常任委員長（江田宏子 さん）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。記。

申出委員会、予算決算常任委員会。

調査申出事件、予算決算常任委員会の所管に属する事項。

以上です。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

予算決算常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。追加日程第8、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について議会運営委員長の説明を求めます。

議会運営委員長 土屋喜久夫 君 君。

（「はい、議長。」の声あり）

（議会運営委員長「土屋喜久夫 君」登壇）

議会運営委員長（土屋喜久夫 君）

閉会中の継続調査の申出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。記。

申出委員会、議会運営委員会。

申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。

以上であります。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。追加日程第9、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

局長。

（「はい、議長。」の声あり）
（議会事務局長「竹原雄一 君」登壇）

議会事務局長（竹原雄一 君）

閉会中の議会活動について。

次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。記。

- 1、平成30年4月25日開催、議会改革研修会の開催。
- 2、平成30年5月17日開催、調布木島平交流クラブ総会への出席。
- 3、平成30年5月26日開催、ふるさと応援団木島平会総会への出席。
- 4、平成30年5月28日開催、全国町村議会議長会正副議長研修会への参加。
- 5、議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。
- 6、特に重要な事件等が発生したときの調査等。

以上でございます。

議長（森 正仁 君）

お諮りします。この件を、閉会中の議会活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 正仁 君）

「異議なし」と認めます。したがって、この件を、閉会中の議会活動とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。

日碁村長。

（「はい、議長。」の声あり）
（村長「日碁正博 君」登壇）

村長（日碁正博 君）

今議会につきましては、2月末の開会ということで、始まりは冬の中でありました。今、こうして春の兆しが、本当に温かみを感じられる時期になりましたが、大変長い間、慎重に審議をいただき大変感謝を申し上げます。

そしてまた、その中で提案をいたしました議案について、すべて可決をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

ただ、意見等でもいただいておりますとおり、そしてまた、議会中にもいろいろなご意見をいただきましたが、村が抱える課題はまだ山積みであります。

これからも、村とともに議員各位には、村の将来のために慎重に議論をいただき、そして村づくりに共に進んでいきたいと考えておりますので、今後ともぜひよろしくお願い申し上げます。

大変長い間ありがとうございました。

議長（森 正仁 君）

去る2月27日から本日3月14日まで、16日間にわたり、慎重にご審議をいただき厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、平成30年3月第1回木島平村議会定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

（閉会 午後4時08分）